

K5R10 便所の種類

便所の種類は、持家では66%が「専用」の便所を持っているが、無料賃貸では47%、契約では31%、賃貸ではわずか9%である。

K5R12 床面積

所有関係別にみると持家の平均は55.2㎡、無料賃貸は41.7㎡、契約は25.1㎡、賃貸は20.9㎡で、契約は持家の約1/2、賃貸は1/3程度である。中央値で見ると、持家は40㎡、無料賃貸は27㎡、契約は18㎡、賃貸は12㎡である。分布状況を見ると持家は狭いものから広いものまで多様であるが、契約では10～20㎡が46%、20～30㎡が23%と10～30㎡にピークがあり、賃貸では10㎡以下が43%、10～20㎡が43%と0～20㎡にピークがあり、一般的に各々の所有関係別の面積は、中央値程度であると考えられる。しかし、契約では30㎡以上の住宅の割合も20%あり、標準的な持家に規模に近い住宅も含まれていると言える。

K5R13 敷地面積

平均敷地面積は持家は85.8㎡、無料賃貸は60.8㎡、契約は29.8㎡、賃貸は16.2㎡であり住宅規模と同様、持家→無料賃貸→契約→賃貸の順に小規模になっている。持家と無料賃貸の中央値は、60㎡、33㎡であり、契約、賃貸はいずれも20㎡以下である。

K5R18A～F 現在の住宅の要素別評価

現住宅の室数については、持家および契約においては「満足」「やや満足」の合計が56%、54%と満足の方がやや多いが、賃貸では「不満」「やや不満」の合計が62%と不満の方が多い。台所、便所風呂についても同様の傾向で持家および契約は満足の方が多く、賃貸は不満の方が多い。床面積については持家の65%は満足し、賃貸でも56%が満足しているが、賃貸では63%が不満を感じている。

火災・洪水危険度については持家、契約では約7割が満足しており、賃貸でも51%が満足している。通勤状況については持家、契約、賃貸とも満足が2/3を超えている。総じて、賃貸系住宅は不満の方が多い。

K5R19A～F 要素別の改善状況

室数の改善については8割以上が「変化なし」である。床面積、台所、便所風呂および火災・洪水危険度についても同様8割以上が「変化なし」で、おおむね15%が従前に比べ「満足」している。通勤状況についても19%が「満足」している。

所有関係別の住宅の物理的特性の分析結果をまとめると以下のようになる。

<1>一般的な床面積は、持家で40㎡、無料賃貸で27㎡、契約は18㎡、賃貸は12㎡であり、持家に比べ契約、賃貸は小規模なものが多い。一方、無料賃貸は、持家のうちやや下位のクラスに属するものと同程度であり、持家のうち、比較的小規模なものが充てられているようである。

<2>一般的な寝室数は、持家で「2室」、契約および賃貸で「1室」であり、持家と賃貸系住宅では差がはっきりしている。また、賃貸系住宅は造作も簡単なものが多く、台所、便所や風呂などの住宅設備も貧弱である。契約住宅と賃貸住宅では賃貸の方がより貧弱である。

<3>総合的に見て、持家→無料賃貸→契約→賃貸の順で住宅の質・規模は低下していることは明確であると言える。

(3) 住宅の所有関係別の居住世帯の特性

K2R3 世帯人員

平均世帯人員は、持家が4.8人、無料賃貸が4.1人、契約が3.3人、賃貸が2.7人で賃貸は比較的少人数である。分布の状況をみると、持家では4人世帯の21%をピークにして、3～6人の世帯が中心的であるのに対し、契約では3人世帯に23%にピークがあり、1～5人世帯が中心、賃貸では、1人と3人にそれぞれ37%、23%のピークがあり、1～4人世帯が中心となっている。また、無料賃貸の世帯人員数の分布は持家世帯に近い。

契約と賃貸の場合は、单身向けと世帯向けの2つの市場に別れているように見受けられる。

K2R4 有職者数(10才以上)

有職者がある世帯の平均有職者数は、持家が1.7人、無料賃貸が1.4人、契約が1.6人、賃貸が1.4人で、持家と契約が多く、無料賃貸と賃貸は少ない。世帯人員数は、持家よりも契約の方が少ないので、契約に居住している世帯の有職者率は高いと言える。また、契約では有職者がいない世帯の割合が13%と他の所有関係に比べて際立って高く、ほとんどは学生の世帯であると思われる。

K4K4 世帯主の性別

世帯主に「男」が占める割合は、持家で85%、契約で89%、賃貸で92%と賃貸系になるにしたがい高くなっているが、それほどの差異はない。

K4K5 世帯主の年齢

世帯主の平均年齢は、持家が49才、無料賃貸が38才、契約が32才、賃貸が31才であり、契約と賃貸では平均年齢は賃貸の方が1才程度多くなっている。分布の状況を見ると、持家ではピークは40～44才にあるものの30～60才までなだらかに分布するのに対し、契約と賃貸では、25～29才にピークがあり、35才未満の世帯主の割合は契約では65%、賃貸では74%と若い世帯に集中している。無料賃貸の年齢分布は、どちらかと言えば、持家よりも契約に近く、25～39才の世帯の割合が多いが、25才未満の若年層の割合が契約や賃貸に比べて極端に低くなっている点が特徴である。

世帯主の年齢階層別にみると、持家の割合は年齢が上昇するに連れて増加し、30～34才頃から急速に増え、40才台になると半数以上が自分の家を持ち、49才までには全世帯主のほぼ3/4以上が自分の家を持つようになる。契約および賃貸では反対に24才以下の46%、32%をピークに徐々にその割合が減少して行く。このことからライフステージの初期にある若い世帯は契約あるいは賃貸に入居し、30才台から40才台後半にかけて持家を取得するというのが一般的であると推察される。

K4K6 世帯主の結婚歴

世帯主の結婚歴をみると、持家世帯は「既婚」が82%と高く、「死別」も16%と比較的高いが、「未婚」はほとんどいない。契約、賃貸世帯になるにしたがい「未婚」の割合が26%、37%と増えている。「無料賃貸」では「既婚」が94%を占めている。

K4K7 世帯主の雇用上の地位

世帯主の雇用上の地位は各所有関係とも「雇用者」が最も多いが、持家や契約では「非労働者」も23%、16%とかなり多い。また、賃貸では「自営業」の割合が他の所有関係に比べて、高くなっており、賃貸では「物売り」やその他の「都市雑業」に従事している世

帯が多いことが推察される。

同じ、賃貸系の住宅であっても、契約は、より安定した仕事を持つ層や学生層に主として対応しているのに対し、賃貸には、社会階層的には契約より下のより不安定な仕事に従事する層の割合が多いと言えよう。

K4K8 世帯主の職種

非労働者を除く、世帯主の職種は、各所有関係とも「その他」が30%、「工業運輸」が20~30%、「営業」が20%程度であり、この3つで8割を占めている。所有関係別には、賃貸で「工業運輸」の割合がやや多いがそれほどの差ではない。

世帯の主な働き手で見ても、基本的な傾向は世帯主の場合と変わらないが、賃貸では「工業運輸」の割合が減少し、「その他」の割合が増加している。世帯主が工場労働者であっても、他の家族員が従事している「都市雑業」からの収入の方が主となっているケースが多いのかもしれない。

K5R20 居住世帯数

各所有関係とも、約1割の世帯は他の世帯と同居している。

K5R22 世帯収入

世帯収入の中央値は、持家が20万ルピア、契約が20万ルピア、賃貸が19万ルピア、無料賃貸が19万ルピアでほとんど差はない。各所有関係別の収入の20%値は、持家が13万ルピア、契約が12万ルピア、賃貸が13万ルピア、無料賃貸が13万ルピアでこれも大きな差は見られない。さらに80%値もほぼ同様である。世帯人数、世帯主年齢、職業構成、住宅の規模等が所有関係によってかなり異なっていることを考えると、収入分布の状況が所有関係によってあまり差がないというのは奇異な感じがする。いずれにもせよ、収入分布の特性からは、持家と契約、無料賃貸と賃貸は良く似ており、いずれも10~20万層にピークがあるが、前者の方が後者よりも、収入レベルが高い世帯の割合はやや多いと言えよう。

K5R51A~E 家族構成

「4才以下」の幼児のいる世帯の割合は、各所有関係とも30%程度であり差はない。

「5~9才」の児童のいる世帯の割合も同様である。「10~17才」の少年がいる世帯の割合は、持家と無料賃貸、契約と賃貸ではやや差があり、前者は45%、後者は35%程度である。「18~59才」の成人の数は、平均的な世帯人数を反映して、持家と無料賃貸で多くなっている。持家と比べると、契約や賃貸は平均世帯人数が少ないにも関わらず、幼児のいる世帯や児童のいる世帯の割合は持家とかわらないということは、契約や賃貸では、若い子育て初期の段階の世帯の割合が多いということになる。また、60才以上の老人がいる世帯は、持家が29%、契約が13%、無料賃貸が9%、賃貸が6%であり、契約でも老人がいる世帯はそれなりの割合を占めている。

K5R4 住宅の月当たり家賃

住宅の月当たり家賃の中央値は、契約で36300ルピア、賃貸で29400ルピアである。また、80%値は、契約で86000ルピア、賃貸で66000ルピアであり、家賃水準は契約の方が高い。家賃区分のピークは、契約では30000~40000ルピア、賃貸では20000~30000ルピアにあり、それぞれ23%、33%が集中している。

契約と賃貸の収入の中央値の20万ルピア、19万ルピアから平均的な家賃負担率を計算すると、契約では18%、賃貸では15%となる。

K5R14 居住期間

現住宅の平均居住年数は持家が20年、無料賃貸が16年、契約が3年、賃貸が4年で、持家、無料賃貸と契約、賃貸とでは極端な差がある。最近2年間に入居した世帯の割合は契約で47%、賃貸で50%とこれらの層の流動性は高い。

K5R23 通勤時間

無職の世帯を除く通勤時間は、各所有関係ともほとんど差はなく、「15分未満」が44～49%、「15～29分」が18～21%、「30～59分」が23～26%で、約半分の世帯は「15分未満」、2/3の世帯は「30分未満」の通勤時間となっている。

K5R24 利用通勤手段

利用通勤手段は、各所有関係とも「徒歩」が45%程度で最も多く、ついで「公共バス」が35～45%であり、これらの2つの手段で80～90%を占めている。所有関係別には、賃貸では、「私用車等」の割合がやや低く、その分、「公共バス」の割合が多いのが特徴であり、賃貸層では、送迎バス等を持つ大きな企業の従業員は、他の所有関係に比べて、少ないことが推察される。

K5R25 過去1週間の通勤費用

過去1週間の通勤費用は、各所有関係とも5000ルピア未満が最も多く、63～77%を占めているが、契約、賃貸と比べると持家では5000ルピア未満の割合はやや低く、比較的遠距離の通勤をしている世帯の割合がやや多くなっている。

K5R26 最近5年間の居住状況の変化

最近5年間の居住状況の変化については、「変化無し」の割合は、持家が80%、無料賃貸が64%、契約が39%、賃貸が39%で、契約や賃貸では居住状況に変化があった世帯の方が多い。変化があった世帯について、変化の内容を見ると、「移転」が最も多く、契約で71%、賃貸で69%を占め、ついで「改善」が20%程度となっている。契約や賃貸では、世帯の移転はかなり活発であると言えよう。

K5R27 移転理由

移転した世帯の主たる理由は、所有関係によって異なっており、契約や賃貸では「契約切れ」が、38%、48%で最も多い。「契約切れ」以外では、契約では「世帯独立」「前住宅狭小」「通勤遠隔」が10～14%程度、賃貸では「通勤遠隔」が18%、「前住宅狭小」が10%で、賃貸の方が「立地選好型」の世帯の割合は多いようである。また、賃貸では「世帯の独立」の割合はわずか2%であり、賃貸住宅は、新たな世帯のスタートとなる住宅としては考えられてはいないようである。一方、持家と無料賃貸では、契約や賃貸に比べて「世帯独立」の割合が高く、結婚にあたっては、持家を取得（贈与を含む）したり、両親や親戚の家を無料で借りたりするケースが多いことが推察される。

契約や賃貸、無料賃貸でも、移転理由として「契約切れ」が多いことは、借家契約の契約終了は、移転の大きなきっかけとなっており、契約や賃貸の借家居住世帯では、契約期間の満了ごとに移転を繰り返すケースが多いと考えられる。

K5R28 前住宅の所有関係

最近5年間に移転した世帯について、「前」住宅の所有関係を見ると、持家の場合は、「持家」50%、「官舎」27%で、「契約」11%、「賃貸」5%、「無料賃貸」5%で、「契約」と「賃貸」をあわせても16%であり、借家系の住宅から持家へ移転する割合は多く

はない。一方、契約では「契約」からの移転が46%、「賃貸」からの移転が30%、賃貸では、「契約」からが59%、「賃貸」からが27%で、借家系の住宅間での移転が76~86%を占めている。現在の借家居住世帯の大半は、借家間で移動している世帯であると言える。

これまで見てきたように、同じ借家系の住宅であっても「契約」と「賃貸」とでは、平均的には「契約」の方がより上の階層に対応する住宅であるにも関わらず、契約から賃貸へ移転する世帯の割合が多いということは、契約の契約期間満了時に、次の契約に移転するための「一括払い家賃」の額が用意できずに、賃貸に移転する層がかなりいるということであり、借家系の住宅の居住層では、経済的な「浮き沈み」は一般的な現象であると考えられることができる。

K5R32 前住宅（賃貸）の家賃

前住宅（賃貸）の家賃の中央値は、契約が 35000ルピア、賃貸が 25600ルピアで、現住宅の家賃の中央値（契約が 36300ルピア、賃貸が 29400ルピア）と比べるとやや低くなっており、平均的には、移転にともなって家賃は高くなっている。

K5R37 前住宅の立地地域

最近5年間に「移転」世帯の前住宅の立地は、所有関係によって異なり、「現在のカチャマタン」の割合は、持家が40%、契約が52%、賃貸が59%、無料賃貸が46%で、借家系の住宅の方が移動範囲が狭い世帯の割合が多い。「現在のカチャマタン」+「現在の市」の割合は、持家が55%、契約が70%、賃貸が75%、無料賃貸が58%であり、契約と賃貸ではほとんどが近隣からの移転で占められている。借家系の住宅の居住世帯の移動範囲はかなり狭く、借家系の住宅の居住世帯の多くは地域密着型の生活をしている世帯であると言える。

K5R38 移転の際の困難事項

移転した際に「困難無し」とした世帯の割合は、持家で75%、契約、賃貸で68%であり困難を感じた世帯の割合は多くないが、困難を感じた世帯のなかでは、契約では「地域選定」を、賃貸では「地域選定」と「取得価格」をあげた世帯の割合が多い。この点からも借家系の住宅の居住世帯にとっては、移転に際して最も重要なのは「現在の地域に住み続けること」であると言える。

K5R39 住宅計画

住宅改善計画を持っている世帯の割合は、持家で20%、契約で44%、賃貸で37%、無料賃貸で49%であり、持家では計画のない世帯が多い。計画の内容を見ると、契約と無料賃貸では「新築購入」の割合が多いのに対し、賃貸では「増改築」の割合が高くなっており、契約や無料賃貸では持家取得を目指している世帯の割合が多いのに対し、賃貸では手取り早い「増改築」を考えている世帯の割合が高い。賃貸居住世帯の階層にとっては、持家取得は、最初から実現性のない計画と考えられているのかもしれない。

K5R40 計画理由

計画理由については、各所有関係とも「現状不満」「状況改善」が70%程度を占めている。

K5R41 計画住宅の建て方

計画住宅の建て方についてはほとんどが「一戸建て」を希望しており、「共同住宅」を考えているものはわずかである。

K5R42 計画住宅の面積

計画住宅の床面積の中央値は、持家が45㎡、契約が38㎡、賃貸が35㎡、無料賃貸が40㎡であり、現在の住宅の床面積の中央値が、持家40㎡、契約18㎡、賃貸12㎡、無料賃貸27㎡であることと比較すると、持家では、現状よりも10%程度大きな住宅、借家系では現在の平均的な持家と同程度の住宅が目標とされている。

K5R43A 計画住宅の寝室の数

計画住宅の平均寝室数は、持家世帯、契約世帯、賃貸世帯とも差異はなく、2.3室程度である。契約世帯、賃貸世帯の59%が「1室」確保を目標としているのに対し、持家世帯は「1室」が48%、「2室」が31%と「2室」の割合が増えている。

K5R44 住宅購入の可能価格

住宅購入計画を持っている世帯の可能取得価格の中央値は、持家が1250万ルピア、契約が1560万ルピアである。分布状況を見ると、持家世帯では「1000万ルピア」以下が41%、「2000万ルピア」以下が37%で全体の77%は2000万ルピア以下の住宅を目指しているのに対し、契約世帯では「1600万ルピア」「2000万ルピア」「3000万ルピア」ともほぼ30%程度である。また、賃貸世帯の場合は「1000万ルピア」が62%を占めている。これから、契約世帯の持家取得希望は強く、ある程度の価格であってもできれば持家を取得したいと考えている世帯が多いと言えよう。

K5R45 返済方法

購入の際の資金計画は、持家、契約、無料賃貸では約80%が「借金」によることにし「現金」は約20%である。しかし、現賃貸世帯では「現金」の割合は大きく46%に至っている。

K5R46 可能な月当たり返済額

可能な月当たり返済額の中央値は、現持家世帯で91000ルピア、契約世帯で95000ルピア、賃貸世帯で82000ルピアであり、現在の住宅の家賃の中央値が、契約で36300ルピア、賃貸で29400ルピアであることを考えるとかなり高額となっている。ちなみに、返済可能額の値は、現住宅の家賃でみると、おおむね90%値に対応する水準である。

K5R47 賃貸住宅の可能家賃

賃貸住宅の家賃支払可能額はわずか2件の回答であり、うち一件は0ルピア、もう一件は10万ルピアと答えている。

K5R48 計画住宅の立地

計画住宅の立地については、「現在のカチャマタン」の割合は、持家で53%、契約で40%、賃貸で57%、無料賃貸で47%であり、契約と賃貸とでは、賃貸居住層の方が需要圏はせまい。「現在の市内」まで含めた割合は、持家88%、契約84%、賃貸が82%、無料賃貸が85%で、「現在のカチャマタン」に固執しない契約世帯であっても、市外への移動を考えている世帯は10%程度である。

K5R49 計画の実現時期

計画の実現時期は、各所有関係とも「未定」が40%程度で最も多く、「3～5年」が20%程度、「1～2年」が15%程度であり、具体的な計画を持っている世帯の割合はそれほど多いとは思えない。

K5R50 計画実現の困難

計画実現にあたっての困難の第一は「お金」で各所有関係とも70～80%を占めているが、契約では「適切な宅地がない」とする世帯の割合は、12%と他の所有関係に比べると多く、より具体的な計画を持っている世帯の割合がやや多いようである。

住宅の所有関係別の居住世帯の特性を契約、賃貸居住世帯を中心にまとめると以下のようになる。

<1>契約や賃貸の居住者層は、若い年齢層の世帯が多く、夫婦のみや夫婦と幼児からなる世帯が中心であり、単身世帯も多い。

<2>世帯収入の中央値は、各所有関係とも20万ルピア程度でありあまり差はない。

<3>家賃の中央値は、契約が36300ルピア、賃貸が29400ルピアであり、平均的な家賃負担率は、18%と15%となる。

<4>契約と賃貸の平均居住期間は3年と4年であり、持家の20年、無料賃貸の16年に比べると、契約や賃貸居住層の流動性は高い。契約や賃貸では、約60%の世帯が、過去5年間に居住状況が変化しており、そのうち約80%は「移転」である。「移転」した世帯の理由は「契約切れ」が最も多く、契約の終了時に、別の住宅を探して移転するのが普通である。

<5>移転前の住宅が契約もしくは賃貸である割合は、契約が76%、賃貸が86%であり、ほとんどの世帯は、賃貸系の住宅の内部で移動している。また、移転前の居住地が同一カチャマタンである割合は、契約が52%、賃貸が59%であり、持家の40%、無料賃貸の46%と比べると、賃貸系の居住者の移動圏域はせまく、立地限定型の世帯が多い。

<6>改善計画を持っている世帯の割合は、契約44%、賃貸37%で、持家世帯よりも多く改善指向は比較的強い。また、計画の内容は、持家取得が中心であるが、賃貸では増改築も多い。計画住宅の床面積の中央値は、契約が38㎡、賃貸が35㎡で、おおむね現在の持家の水準に近い規模の住宅を希望している。

持家を取得する場合の、可能価格の中央値は、契約が1560万ルピア、賃貸が800万ルピアであり、返済可能額の中央値は、契約95000ルピア、賃貸82000ルピアで、現在の家賃のおおむね90%値に対応している。

また、計画住宅の立地場所を現在のカチャマタンとしている割合は、契約40%、賃貸57%で契約居住世帯の方が広域的な移動の可能性は高い。

<7>総合的に判断すると、契約と賃貸では、契約の方がやや高い社会階層に対応しており、広域的な移動の可能性も高い。ただ、社会階層の安定性は弱く、契約層も簡単に賃貸層に移行するし、賃貸層も契約層に移行する可能性がある。また、契約または賃貸層から持家層に移行する割合は多くなく、契約または賃貸層の居住状況の改善のためには、賃貸系のなかでの住宅改善が図られる必要があると言える。

(4) 結論

低所得層向けの賃貸住宅供給事業を行うに際して、本調査から得られる知見をまとめると以下のようになる。

<1>賃貸住宅供給の対象となる層は、30才前後の結婚後まもない若い世帯が中心であり、収入は20万ルピア程度であるから、家賃水準は最高でも50000ルピア程度に抑える必要がある。もし、建設コストの面から家賃を50000ルピアに抑えることができないのならば

、契約居住世帯の上層部（収入が40万ルピア以上の層、契約居住世帯の10%）を当面の対象とし、それより以下の層には、全体的な経済成長にともなう賃金水準の上昇と上層部の持家取得の促進を通じて、中古住宅として供給するという2段階戦略を採らざるを得ないであろう。

<2>契約や賃貸の賃貸系住宅の居住世帯は、立地限定型の世帯が多く、あまり広域的な移動は行わない傾向があるので、これらの層の居住状況の改善のためには、郊外部ではなく、市街地内で賃貸住宅を供給する必要がある。この場合、国公有地の利用や民間開発とのリンク等の市街地内の高い地価水準をそのまま家賃には反映しないような仕組みが必要である。

III. ウジュンバンダン市調査結果

以下では、ウジュンバンダン市における調査結果を、契約や賃貸住宅居住世帯の特性を把握するという観点から見ていくことにするが、ウジュンバンダン市の場合は、賃貸のサンプル数は全体で9しかなく、賃貸住宅居住世帯の特性を独立して分析することは困難であるので、契約住宅居住世帯の特性の把握を中心的な課題として、分析を進めていくことにする。

(1) 調査地区の概況

各地区の特性を簡単にまとめると以下のようになる。

・ TAMALATE

ウジュンバンダン市の中心より、南へ18km程度の距離にあり、オートバイで30分、公共バスと徒歩では約1時間程度かかる。農地が点在している新興住宅地。

・ BONTOALA

ウジュンバンダン市の中心から東へ5 km程度の距離にある既成市街地。

・ PANAKKUKANG

ウジュンバンダン市の中心から東へ7 km程度の距離にある既成市街地。

調査地区別の住宅所有関係を見ると、以下のようである。

	持家	契約	賃貸	賃分	官舎	無賃	その他	合計
TAMALATE	49%	26%	0%	0%	18%	5%	2%	100%
BONTOALA	57%	23%	3%	0%	0%	11%	5%	100%
PANAKKUKANG	73%	15%	3%	0%	3%	6%	0%	100%

(2) 住宅の所有関係別の住宅の物理的特性

K5R2 住宅の建て方

現在の住宅の建て方は、各所有関係とも「1階建」が全体の70%程度を占めるが「2階建」も30%程度ある。

K5R3 住宅の種類

住宅の種類は、持家と無料賃貸では「専用住宅」が約80%、「店舗併用住宅」が約20%であるが、契約では約90%が「専用住宅」である。

K5R5 壁の材料

壁の材料は、各所有関係とも「プラスタ塗」と「木材」が主流であるが、持家と無料賃貸では「プラスタ塗」の方が多く、契約では「木材」の方が多い。一般的に言って、契約の壁材料の質は、持家や無料賃貸よりも契約の方が低いと言える。

K5R6 床の材料

床の材料は、各所有関係とも「セメント」が一番多いが、契約では「セメント」の割合は77%を占めるのに対し、持家では47%と比較的少なく「大理石」「タイル」等のより高級な材料を使ってイル割合が多い。床の材料から見ても、住宅の質は、持家→無料賃貸→契約の順で低下していると言える。

K5R7 屋根の材料

屋根の材料は、各所有関係とも「亜鉛・石棉葺」が約80%と一般的であり、所有関係別の差異はそれほど見られない。

K5R8A 寝室数

平均寝室数は、持家で2.1室、契約で1.2室、無料賃貸で1.8室である。分布状況を見ると、持家では「2室」の36%をピークとして、「1室」が27%、「3室」が19%と、1～3室で、82%を占めるが、契約では85%、無料賃貸では60%が「1室」であり、持家→無料賃貸→契約の順で住宅面積はしだいに小規模になっていく。

K5R8B 居間の数

居間を持つ住宅の割合は持家が39%、契約が10%、無料賃貸が26%であり、契約のほとんどは居間を持っていない。

K5R8C 客間数

客間のない住宅の割合は、持家6%、契約33%、無料賃貸11%で、持家や無料賃貸では客間のない住宅はほとんどないのに対し、契約では1/3客間を持っていない。

K5R8D 台所の数

台所のある住宅は、持家や無料賃貸では88%に達しているのに対し、契約では59%であり、約40%の住宅は台所を持っていない。

K5R8E 便所風呂場の数 (マンディ場)

マンディ場のない住宅の割合は、持家32%、契約76%、無料賃貸17%であり、契約ではマンディ場のない住宅の方が一般的である。

K5R9 風呂の種類 (マンディ場)

マンディ場のない住宅の場合は、「共用」のマンディ場を利用している世帯の割合が多く「公共」のマンディ場の利用は少ない。

K5R10 便所の種類

「専用」の便所のある住宅の割合は、持家70%、契約23%、無料賃貸46%であり、契約では、便所のない住宅の方が一般的であり、ほとんどは「共用」の便所を使用している。

K5R12 床面積

平均住宅面積は、持家が82.4㎡、契約が28.2㎡、無料賃貸が60.9㎡で、契約は持家の1/3程度である。中央値で見ると、持家は64㎡、契約は19㎡、無料賃貸は44㎡である。分布状況を見ると持家は狭いものから広いものまで多様であるが、契約では10～20㎡が49%、20～30㎡が21%と10～30㎡にピークがあり、無料賃貸では、20～50㎡になだらかなピークがある。また、持家では100㎡以上の住宅の割合も30%近くある。一般的には、契約住宅は20㎡程度と考えて良いであろう。

K5R13 敷地面積

平均敷地面積は持家133㎡、契約40㎡、無料賃貸100㎡である。中央値は持家95㎡、契約20㎡、無料賃貸70㎡であり、持家・無料賃貸と契約の差は住宅面積以上に大きくなっている。

K5R18A～F 現在の住宅の要業別評価

現住宅の室数については、持家においては「満足」「やや満足」の合計が72%と満足の方が多いが、契約では「不満」「やや不満」の合計が56%と不満の方が多い。

台所、便所風呂についても同様の傾向で、持家世帯は満足の方が多く、契約、賃貸世帯は不満の方が多い。火災・洪水危険度については所有関係別の差異はあまり見られない。

床面積については持家の77%は満足しているが、契約では57%が不満を感じている。通勤状況については持家、契約、無料賃貸ともほとんどが満足している。

K5R19A～F 要素別の改善状況

室数、床面積、台所、便所風呂、火災・洪水危険度、通勤状況については、各所有関係を通じて、「悪化」したとする世帯の割合はほとんどなく、「変化なし」の割合が多いが室数、床面積、台所等の住宅関係の要素では「満足（改善された）」とする割合が、契約よりも多くなっている。

住宅の所有関係別の住宅の物理的特性の分析結果をまとめると以下のようになる。

<1>床面積の中央値は、持家64㎡、契約19㎡、無料賃貸44㎡で、持家に比べて契約は小規模な住宅が多く、造作も簡単なものが多い。

<2>一般的な寝室数は、持家で「2～3室」、契約で「1室」であり、契約は台所等の基本的な住宅の設備もととのっていない住宅が多く、契約居住者も寝室の数や台所、便所風呂などの設備について半数以上が不満を持っている。

<3>総合的に見て、持家→無料賃貸→契約の順に住宅の質は低下している。

(3) 住宅の所有関係別の居住世帯の特性

K2R3 世帯人員

平均世帯人員は持家が5.6人、契約が2.9人、無料賃貸が3.4人と契約が最も少ない。

分布状況を見ると、持家は「5人」世帯の19%にピークに「1人」から「13人」まで多様に分布しているが、契約世帯は「1人」世帯が43%、「3人」世帯が18%で単身世帯と夫婦と子供1人の世帯が主流である。ウジュンバンダンでは、他の都市に比べると、契約は単身世帯に特化しているようである。

K2R4 有職者数（10才以上）

有職者がいる世帯の平均有職者数は、持家1.6人、契約1.3人、無料賃貸1.2人で、持家が最も多いが、平均世帯人数に差があることを考慮すると契約の有職者率は高いと言える。また、契約では有職者がいない世帯の割合が50%を占めており、他の所有関係と比べると際立って多く、ウジュンバンダンにおいては、契約世帯の半数は、単身の学生であるような感じである。

K4K4 世帯主の性別

世帯主が「男」の割合は、持家85%、契約82%、無料賃貸91%で、「男」が主流であるが、他の所有関係に比べると契約では「女」の割合がやや高くなっている。

K4K5 世帯主の年齢

世帯主の平均年齢は持家が46才、契約が31才、無料賃貸が33才であり、持家と契約とはかなりの差がある。分布状況を見ると、契約では24才以下が39%でもっとも多く、ついで25～29才が19%となっており、全体の約60%が30才未満である。無料賃貸は25～29才にピークを持ち、35才以上になると急激に減少している。全体の77%が35才以下であり、ウ

ジュンバンダンでは、無料賃貸はかなり若い層に対応しているようである。

K4K6 世帯主の結婚歴

契約は「未婚」の世帯主が53%と「既婚」の43%と比べかなり高い割合であるが、その他の所有関係については2/3以上が「既婚」の世帯主である。

K4K7 世帯主の雇用上の地位

持家では「自営業」が40%、「雇用者」が31%で自営業の方が多く、「非労働者」は17%である。一方、契約では52%が「非労働者」であり、「非労働者」以外では「自営業」と「雇用者」は同程度の割合を占めている。

K4K8 世帯主の職種

非労働者を除く世帯主の職種は、持家、契約とも「営業」が40%程度でもっとも多く、ついで「専門技術」となっている。自営業の割合の多さからして、自営業のほとんどは商業に従事していると思われる。

K5R22 世帯収入

世帯収入の中央値は、持家が22万ルピア、契約が16万ルピア、無料賃貸が16万ルピアで持家と契約・無料賃貸では6万ルピアほどの差がある。分布状況を見ると、持家のピークは月10～20万ルピアの33%であるが、40万ルピア以上の層も17%おり、全体としてなだらかな分布となっている。一方、契約は67%が月10～20万ルピア層に集中しており、極端にピークが高くなっている。また、無料賃貸も分布の形状は、契約と同様であり、月10～20万ルピア層に60%が集中している。

K5R51A～E 家族構成

「4才以下」の幼児のいる世帯の割合は、持家で34%、契約で29%、無料賃貸で45%であり、無料賃貸では幼児がいる世帯の割合は多い。「5～9才」の児童のいる世帯の割合は、持家39%、契約19%、無料賃貸29%で、持家→無料賃貸→契約の順となっている。単身世帯を除いて、幼児がいる世帯の割合を算出すると、持家35%、契約50%、無料賃貸59%となる。また、児童がいる世帯の割合は、持家40%、契約33%、無料賃貸37%となり、契約や無料賃貸では2人以上の世帯のうち半数以上には「4才以下」の幼児がいることになる。契約や無料賃貸に居住している2人以上の世帯の多くは、結婚後まもない小さな子供を抱えている世帯であると言える。

K5R4 住宅の月当たり家賃

契約の家賃の中央値は、15000ルピア程度であり、82%が20000ルピア未満の家賃しか支払っていない。収入の中央値が16万ルピアであることから平均的な家賃負担率を算出すると約9%となり、他の都市に比べるとかなり低くなっている。

K5R14 居住期間

現住宅の平均居住年数は持家が18年、契約が4年、無料賃貸が9年で、契約では最近入居した世帯が多い。ちなみに、最近2年間に入居した世帯の割合は契約で32%となっている。

K5R23 通勤時間

無職の世帯を除く通勤時間の分布は、所有関係別にそれほどの差異は見られず、「15分未満」が40%程度、「15～29分」が20%程度で、約60%が「30分未満」である。

K5R24 利用通勤手段

利用通勤手段は「徒歩」が最も多く35%程度、「公共バス」「私用車」が両方とも25%程度であり、所有関係別の差異はそれほど見られない。

K5R25 過去1週間の通勤費用

過去1週間の通勤費用の平均は6000～7000ルピアで持家、契約、賃貸とも大差はない。この費用は、世帯収入の中央値が月16万ルピア程度の世帯にとってかなり大きな負担になっていると考えられる。

K5R26 最近5年間の居住状況の変化

最近5年間に居住状況が変化した世帯は、持家が21%、契約が74%、無料賃貸が36%で契約では変化があった世帯の方が主流である。変化のあった世帯について、変化内容を見ると、持家では「新築」が55%、契約では「他の家に移転」が88%、無料賃貸では「親族の家に移転」30%、「他の家に移転」62%で、持家以外では「移転」が主な変化内容となっている。

K5R27 移転理由

移転した世帯の主たる理由は、契約では「通勤遠隔」が47%と最も多く、ついで「世帯の独立」となっている。契約に居住している世帯の約半数は学生の世帯であると推察されることから、「通勤遠隔」は都市内での立地の改善を求めているものというよりは、入学とともに通学が不可能な地域から市内に移転したケースが大半だと思われる。

K5R28 前住宅の所有関係

契約へ「移転」した世帯の前住宅の所有関係は42%が持家で、37%が契約住宅である。前住宅が持家とした世帯の大半は、市外の親族の家（持家）から入学とともに契約に移転した学生の世帯なのであろう。

K5R32 前住宅（賃貸）の家賃

契約に移転した世帯で前住宅が賃貸の場合の前住宅の家賃は73%が20000ルピア以下であり、現契約住宅の家賃と同程度であり、おおむね同程度の住宅間での移転が一般的である。

K5R37 前住宅の立地地域

最近5年間に移転または新築、購入した世帯の前住宅の立地は、持家では「現在のカタマタン」が32%、「現在の市」が40%とおおよそ70%が前市内居住世帯であるが、契約の場合には「現在の州」が47%と約半分を占めており、調査地区内の契約住宅では、入学とともに市外から移転した学生の世帯が多いことを反映している。

K5R38 移転の際の困難事項

移転した際に「困難無し」とした世帯の割合は、持家・無料賃貸では80%以上であるが、契約では46%と約半数が「困難あり」としている。「困難」の内容は「その他」が多くあまり良くわからない。

K5R39 住宅計画

住宅改善計画を持っている世帯の割合は、持家が16%、契約24%であまり多くはない。計画の内容も「未定」が多いが、具体的な計画のある世帯の内では「新築購入」の割合が多くなっている。

K5R42 計画住宅の面積

計画住宅の床面積の中央値は持家が82㎡、契約は71㎡で、現在の持家の床面積と比べて

もかなり広い。

K5R43A 計画住宅の寝室の数

計画住宅の寝室の数の平均値は持家が 2.7室、契約が 2.1室であり「2室」を目標としている世帯の割合が最も多い。

K5R44 住宅購入計画の可能価格

住宅購入計画を持っている世帯の可能取得価格の中央値は、持家が1000万ルピア、契約は 600万ルピア程度である。

K5R45 返済方法

購入の際の資金計画は、持家、契約とも80%が「借金」でまかなうとしている。

K5R46 可能な月当たり返済額

可能な月当たり返済額の中央値は、持家 28000万ルピア、契約が 30000ルピアであり、半数以上は月 3 万ルピア以下を希望している。

K5R48 計画住宅の立地

計画住宅の立地については、持家の場合「現在のカチャマタン」51%、「現在の市」42%、契約の場合「現在のカチャマタン」36%、「現在の市」、61%で、90%以上が市内を考えているが、契約の方が移動可能圏域はやや広い。

K5R49 計画の実現時期

計画の実現時期は「未定」が持家で44%、契約で29%がで契約世帯の方が具体的な計画を持っている世帯が多い。契約では32%の世帯が2年以内の計画実現を考えている。

K5R50 計画実現の困難

当然ではあるが、持家、契約とも「お金」をあげる世帯がほとんどである。

住宅の所有関係別の居住世帯の特性の分析結果を契約を中心にまとめると以下のようになる。

< 1 > 契約の居住者層は、若い年齢層の世帯が多く、約半数は「南スラウェシ州」の市外から移転してきた学生の世帯であり、残りは幼児を抱える結婚後まもない世帯である。

< 2 > 世帯収入の中央値は、持家22万ルピア、契約16万ルピアであり、契約は10~20万ルピア層に集中している。また、持家と契約では6万ルピアの差がある。

< 3 > 契約の家賃の中央値は 15000ルピアであり、収入の中央値から計算した平均的な家賃負担率は9%となる。

< 4 > 契約の平均居住期間は4年であり、持家の20年、無料賃貸の9年に比べると、最近入居した世帯が中心である。契約居住世帯では、74%の世帯が過去5年間に居住状況の変化を経験しており、そのうち90%は移転している。

< 5 > 移転前の住宅が契約または賃貸である割合は持家が10%、契約が37%で、契約では市外から移転してきた学生の世帯を除くとほとんどの世帯は契約住宅間で移転している。

< 6 > 改善計画を持っている世帯の割合は、持家16%、契約24%で改善指向はそれほど強くない。計画の内容は新築や購入が主体であり、計画住宅の床面積の中央値は持家82㎡、契約71㎡とかなり広い。持家を取得する場合の可能価格の中央値は、持家が1000万ルピア、契約が 600万ルピアであり、返済可能額の中央値は、持家が 28000ルピア、契約が 300

・00ルピアであり、現在の契約の家賃のほぼ2倍である。また、計画住宅の立地場所を現在のカチャマタンとしている割合は、持家51%、契約36%であり、契約居住世帯の方が広域的な移動の可能性はやや高い。

6. 3 観光開発事業

インドネシア観光郵電省関係レポート

1. 一般概況

世界観光産業規模：世界の軍事費の約3倍が観光産業の世界市場（3兆ドル '92）

ILO：「21世紀の人類社会の基幹産業は観光」

'94国際観光市場規模：5億3,700万人 3,410億ドル

2,000年には、この規模が6億6100万人となり、内15.28%にあたる1億100万人がアジア太平洋地域を旅行することが予測されている。（WTO）

イ国ではかかる状況を踏まえ、外客の誘致をはかり、外貨の獲得、雇用創出、地域開発を通じて観光産業を主導的中核産業に育成し、国の経済を従来以上に活性化しようとしている。

2. イ国の国際観光の現状

'94 来訪外客数 4,006,312人（観光72.23%、商用25.11%）

主要ASEAN各国との来訪外客数比較（'94）

マレーシア	7,197千人
シンガポール	6,268千人
タイ	6,166千人
インドネシア	4,006千人
フィリピン	1,414千人

'94国際観光収入 48億ドル（内22%は日本人による支出/最上客）

'94外客1名1日当たり消費額 115.63ドル

平均滞在日数 10.33日

<'94送客主要10ヵ国>

1シンガポール	1,017,155
2日本	476,456
3マレーシア	371,457
4台湾	317,505
5オーストラリア	305,209
6米国	169,061
7英国	162,304
8ドイツ	160,325
9オランダ	134,717
10韓国	103,932

ASEAN各国ともに「売り物」が南国ムード、ビーチ、エスニック文化等と似たようなものであるためインドネシア観光の選別化、独自の観光魅力の創出が課題である。

3.観光立国として生きようとするインドネシア

Repelita VIの最終年'98には650万人の外客誘致と89億ドルの国際観光収入を得ることを目標としていたところ、昨年'95年12月の国内観光サミットにおいて、観光産業をイ国第一の外貨獲得産業に育成することが申し合わされ、2005年までには1110万人の外客誘致、150億ドルの国際観光収入を得るとの新目標が設定された。従って、この目標達成のために成長をさらに加速させ、本格的な観光立国をめざすことになった。外貨獲得源としての石油ガスの競争力が落ちてゆく中で、ますます国際観光振興の重要性が着目されるようになってきたのである。

<Repelita VI、VIIを通じて外客誘致に全力をあげる>

- (1)関係省庁間の連携と協力を密にしてイ国政府をあげて、いわば挙国体制で観光立国に取り組む。
- (2)マーケティングとプロモーションの強化をはかる。アジア太平洋地域の市場を主要ターゲットとする。既存市場のシェアの拡大とアップ・マーケットへのアプローチ。
- (3)観光商品の多様化と新商品の開発。
- (4)人材教育とサービスの質的向上。
- (5)著名国際観光地としてのインドネシアのイメージを構築する。
- (6)民間投資と民間のこれまで以上の観光部門への参入を奨励する。
- (7)アクセスの改善。
- (8)バリを目標とした国際観光拠点を全国的にできるだけ多く作りあげる。

(9)インドネシア西部におけるホテルについてはサービスの改善、サービスの多様化をはかり、東部においては、3スター級ホテルの拡充をはかる。

⑩全国、全州の森林、河川、湖沼、海浜等の自然について、観光利用の可能性を探る。同時に全州の伝統行事、芸能等の活用、遺跡の保存等でカルチャーツアーの可能性を探る。かつて、わが国での神戸ポートピアの成功に各自治体が刺激され、全国各地で観光誘致合戦が行われてきたように、インドネシアでは全州がバリの成功にあやかりたいと思っている。その思いが努力につながる事が望まれる。

例：①ヌサテンガラ、カリマンタン、スラウェジ、マルクでのアグロ・ツーリズム開発。

②カリマンタンおよびイリアンジャヤでの登山、ジャングル・トレッキング等スペシャルインタレストツアーの開発。

③観光モデルコースの設定（ヌサテンガラ等）

⑪開発中のリゾートの完成を急ぎ第二、第三のバりに仕立てる。

ニアス（北スマトラ）

アナイ（西スマトラ）

ベリトゥン（南スマトラ）

マナドミナハサ（北スラウェジ）

ビアク（イリアンジャヤ）

東部インドネシアのリゾート開発優先地域

西カリマンタン

南カリマンタン

マルク

東ヌサテンガラ

4. 当面のマーケティング構想

(1)現在のバリへの過重依存の状態から観光客を次第に他の地域へ誘導することにより、複数デスティネーション依存へ移行する。

但し、当面はバリの知名度を極力利用して、バリとの組合せにおいて他の拠点の訴求をはかる。バリにハブの機能をさせ、バリよりジョグジャ、スラウェジ、マルク、ロンボックスマトラ等へ外客を拡散させる。

(2)バリ以外の拠点を作りあげる。

(3)主要市場において、特にバリ向けのツアーについてアップマーケットの開拓をめざす。

(4)ノン・バリ商品（スペシャル・インタレスト、カルチャー、会議・ツアー等）の販路を拡大する。

6. 4 村落開発事業概要

内務省村落開発総局の村落開発事業概要

内務省村落開発総局(Directorate General of Community Development, Ministry of Home Affairs : 以下PMD)は内務省に設置された一総局である。PMDは1967年に内務省に設置され、1981年から1992年までBANDES (Directorate General of Rural Development)として村落開発に関わる政策の策定、実施、関係省庁間の調整、村落行政・住民組織の整備、村落インフラ整備等の村落開発事業への住民参加の促進、モニタリング・評価を行なっている。地方の各行政レベルに事務所(組織的には各レベルの最高責任者、州知事、県知事、郡長の管轄下に置かれ郡レベルでは郡庁のなかに村落開発セクションとして位置付けされている)を設置し、各行政レベルにおける総合的村落開発に関わる省庁との調整、これに必要なオリエンテーションや研修を実施している。特に郡レベルから村落レベルの村落開発に於ける村落開発行政支援とその強化には中心的役割を果たしており、郡レベルでは地域開発ユニット(UDKP)¹の強化を目的とし郡長をはじめとする関係機関に対して総合村落開発実施のための研修を実施している。また、村落レベルでは村落開発委員会(LKMD)、家族福祉運動(PKK)が組織され、これら組織の役割、機能強化のための研修、更にはLKMDを支援するための村落開発員(KPD)の研修、指導がPMDにより行なわれている。

第5次国家開発5ヶ年計画(1989/90~93/94)以降、村落開発政策において貧困対策事業に重点が置かれるようになり従来にも増して「コミュニティー開発」の重要性が高まり、1992年に現在のPMDに名称が変更された。これに関して内務大臣通達93年6号では、名称の変更は内務省における村落に関する行政、開発、コミュニティー指導の役割の強化と内務省内の村落開発総局および地域開発総局(BANGDA)²との役割、機能を明確にすることが謳われている。また、先の名称変更にともないPMD内の組織の改編と機能の強化が進められている。一例を挙げれば村落開発指導局内への総合地域開発課設置による貧困対策事業の支援や同局内の村落技術課が村落適正技術指導局になるなど、従来の国家的イデオロギーの村落部への浸透を含めた村落行政・組織体制整備のための指導から村落・郡レベルの行政および住民組織機能の強化を通じた、住民参加型の開発計画の促進、経済活動支援、適正技術開発、そして貧困対策に資する事業の実施または計画がなされている。

現在、PMD総局は村落開発指導局、村落社会自助指導局、村落経済事業指導局、村落資源・定住指導局、村落適正技術局の5局を主体に村落開発事業が行なわれており事業概要は次の通りである。

¹UDKPは郡レベルの開発を推進するためのマネージメント機能であるとともに、開発行政における郡長の業務を支援する機能を有している。主な活動は1)郡地域内の天然、人的資源のデータまとめ2)開発政策の策定3)年間開発計画の作成4)開発計画の実施5)開発の評価とフォローアップである。構成メンバーは郡長、以下郡庁の職員および郡の関係機関からなる。

²地域開発総局は内務省の一総局であり、地域開発に於ける政策、指針の策定を行ない、地域開発計画の指導、監督を実施している。また、インプレス(Instruksi Presiden:大統領令による地方交付金)の州および県政府への交付実施機関であり、地方政府に対する指導、監督の権限を有している。

1 村落開発指導局 Pembinaan Pengembangan Desa

- ：村落開発段階の基準と分類化のための指針策定と村落開発情報システム開発の政策の策定
- ：郡、村落レベルの開発計画に於ける住民参加の推進と人的資源の開発のための政策の策定
- ：総合地域開発プログラムに於ける住民参加を促すための政策の策定
- ：村落のタイプ化と村落社会の主要産業を決定するための政策の策定
- ：村落コンテストの指導、実施評価および成果の研究

郡レベル地域開発ユニット指導課 Bina Unit Daerah Kerja Pembangunan(UDKP)

1) 目的

(村落および郡開発計画とUDKPを通じた人的資源指導のシステム開発の政策の策定)

- a)郡レベルの開発能力向上を通じた村落開発プロセスの促進
- b)郡レベルの効果的な開発プログラム、運営、制度化をともなう現実的な開発の促進
- c)総合的な開発プロセスを達成するための各セクター間の政策の効果的な実施と促進
- d)住民参加を通じた各セクターの総合開発プログラムの向上
- e)特別な問題を抱えた村落の開発活動の促進

2) 主な業務

- a)村落開発計画を支援するための資料の作成
- b)郡および村落レベルの開発計画策定の指導と資料の作成
- c)モデル郡レベル開発の指導と資料の作成 (全国304県に各々1郡を選定)
- d)人的資源開発システムの策定と資料の作成

尚、郡レベル地域開発ユニット指導課は3セクションからなり主な業務は以下の通りである。

郡・村落セクション：村落開発計画を支援するためのボトム・アップシステムとその実施システムの整備

モデル郡セクション：実施要領の作成および村落開発調整会議のための資料作成とモデル郡開発の成果の普及

人的資源セクション：人的資源ポテンシャルに関するモニタリング、分析と評価

村落コンテスト指導課 Bina Lomba Desa

1) 目的

村落コンテストの実施指導と基準および実施要領の策定

2) 主な業務

- a)各州の村落コンテスト優勝村に対する表彰 (ジャカルタ招待：村長、PKK代表、LKMD代表の計3名)
- b)村落コンテスト成果の研究
- c)村落コンテスト実施要領の作成
- d)村落コンテスト優勝村落の村長に対する研修旅行の実施
- e)州レベルの村落コンテスト視察

- f)過去の優勝村落のモニタリングと評価
- g)優勝経験のない村落への指導
- h)村落コンテスト優勝村落のデータ整理
 - (1)優勝村落のリスト作成
 - (2)優勝村落の研究・分析
 - (3)優勝村落の条件図作成

尚、村落コンテスト指導課は3セクションからなり主な業務は以下の通りである
 実施指導セクション：村落コンテスト実施要領の作成
 成果研究セクション：村落コンテストのデータ収集と研究
 成果普及セクション：モニタリング・分析方法の整備と成果の普及

村落制度指導課 Bina Tata Desa

- 1) 目的
 - 村落行政・社会・土地利用に関する制度化
- 2) 主な業務
 - a)村落分類のための指導要領の作成
 - b)村落社会活動センター（複数の村落から成る）の開発指導要領の整備
 - c)村落行政・住民・土地利用に関する指導

尚、村落制度指導課は3セクションからなり主な業務は以下の通りである
 村落分類セクション：村落の分類に関する指導要領の整備
 村落住民活動開発セクション：村落の分類に基づいた村落住民活動開発に関する指導要領の整備
 村落制度指導セクション：村落の土地利用を含んだ開発計画モデルと研修要領の整備

データ収集・評価指導課 Bina Pendataan dan Evaluasi

- 1) 目的
 - (村落開発レベルの分析と評価のための指針の策定)
- a)村落開発に関するデータ、情報の整備
- b)村落の開発段階を分類するための村落プロフィールの作成
- c)村落開発データ、情報の提供サービス
- 2) 主な活動
 - a)村落ポテンシャルの一覧表の作成
 - b)モニタリング、分析およびデータ評価
 - c)村落発展段階の標準化と分類の実施（PMDが定めた指標を用い村落の開発状態を伝統村：swadaya、過渡村：Swakarya、自立村：Swasembadaの3段階に分類している）
 - d)村落に導入された政府関係機関を含む開発プログラムの評価
 - e)村落データ、情報システムの開発（計画中）
 - f)村落データバンクの設立（計画中）

尚、データ収集・評価指導課は3セクションからなり主な活動は以下の通りである

村落ポテンシャル・セクション：村落ポテンシャルのデータの取りまとめと分類
村落開発段階セクション：村落開発段階の分類のための資料の整備
村落導入開発プログラムセクション：実施されたプログラムの評価

総合地域開発指導課 Bina Pengembangan Kawasan Terpadu

1) 目的

貧困村落開発を推進するためのIDTプログラム実施支援と貧困村落開発に関する情報システムおよび記録の整備

2) 主な業務

- a) 貧困村のデータ収集 (22、094村) とスケッチ地図作成
- b) 27州に於ける貧困村指標の適用
- c) 貧困住民のニーズの把握と一覧表の作成 (95年度から開始)
- d) 貧困村落開発モデル開発のための調査と研究 (同上)
- e) 貧困村の情報公開
- f) IDT³ プログラム 実施の記録取りまとめ

尚、総合地域開発指導課は3セクションからなり主な業務は以下の通りである
準備セクション：貧困村の分析、評価、研究のための資料の整備
技術指導セクション：総合地域開発に関する技術指導モデルの整備
ノウハウセクション：総合地域開発推進の技術指導

2 村落社会自助指導局 Pembinaan Ketahanan Masyarakat Desa

- ：村落社会自治育成プログラム整備の政策の策定
- ：村落開発に於ける住民の意識、社会的責任の向上のための政策の策定
- ：LKMD⁴ リーダー、住民自助グループの育成および家族福祉の向上
- ：住民の主体性、相互扶助の育成

村落組織指導課 Bina Lembaga Desa

1) 目的

包括的かつ効果的な村落開発に於けるLKMDと自助グループに関する指導要領の策定と指導

2) 主な業務

³ IDT (Inpres Desa Tertinggal：貧困対策のための大統領令補助金) プログラムは、1994年度から国家開発計画企画庁 (BAPPENAS) が事業を管轄し、政府関係機関の協力を得て実施されている貧困対策プログラムである。貧困村に指定された村落 (95年度は22、094村) に対して一村当たり2、000万ルピア/年が補助金として3年間 (但し、村の規模が50世帯以下は1年間、100世帯以下は2年間のみ) にわたり交付され、村内の貧困者層の生計向上のための小規模事業資金として活用される。

⁴ LKMD (村落開発委員会) は、大統領令1980年28号によりLSD (Lembaga Sosial Desa) から名称が改正された。LKMDは、村長を支援し村落開発における住民の主体性、参加を高め村内の開発計画の立案と実施を推進する機能を有している。LKMDは委員長 (村長)、議長Ⅰ、議長Ⅱ (PKKの長)、書記、会計の幹部 (任期5年) と宗教、パンチャシラの推進、治安維持、教育・情報、環境、開発・経済・組合、保健・家族計画、青年・スポーツ・芸術、家族福祉 (PKK) の10部門で構成されている。

- a)全国64、367ヶ村でのLKMD活動推進月間（Bulan Bakti）の実施
- b)各政府レベルでのLKMD指導チーム（州の場合、州知事が長となり各政府関係機関の長から構成される）による調整、会議の実施
- c)各関係機関からなるワーキング・グループ（保健、生活用水等）によるLKMDセクションの指針策定協議の実施
- d)自助グループと様々な村落組織に対する指導の実施
- e)中央LKMD指導チームによるLKMDモニタリング方針の策定
- f)27州におけるLKMDモニタリングのための指導の実施

尚、村落組織指導指導課は3セクションからなり主な活動は以下の通りである
 LKMDセクション：LKMD指導要領の作成
 自助グループセクション：自助グループ指導要領の作成
 組織間協力セクション：村落開発に関する他の組織とLKMDの協力関係作りのための指導

村落社会意識化指導課 Bina Motivasi Masyarakat Desa

- 1) 目的
 - 村落の開発事業に於ける住民の意識、責任の高揚
- 2) 主な業務
 - a)PMD職員のための村落開発広報の発行（2回/年）
 - b)村落の住民参加を促しLKMDの役割を高めるためLKMDの活動に関する作文コンテストの実施
 - c)国営テレビ、ラジオを通じた村落開発の活動、成果等の報道
 - d)PMD行政官のためのPMD月刊誌の発行
 - e)村落図書館責任者の指導書の整備

尚、村落社会モチベイト指導課は2セクションからなり主な活動は以下の通りである
 指導セクション：マスメディアを通じた指導プログラムの準備
 村落図書セクション：村落図書充実のための指導書の整備

家族福祉指導課 Bina Kesejahteraan Keluarga

- 1) 目的
 - (家族福祉向上のための政策の策定)
- a)家庭福祉に於ける家族生活と生計の向上
- b)保健衛生などの生活環境に関する家族の知識、認識の向上
- c)家族間の調和のとれた関係の創出

d)PKK⁵組織とPKKキーパーソン⁶の育成

2) 主な業務

a) PKKキーパーソンの増員と質の向上

b) PKKメンバーの研修のための指導書の作成、PKK活動のパンフレット配布によるPKKプログラムの強化

c) 13州に於けるPKKプログラムの強化指導

d) 10州における女性の役割向上に関するモニタリング

e) 10州における家族福祉支援のための家族の基本ニーズ調査

f) PKK基本プログラム強化のための指導書の作成

g) PKK活動成果および村落女性の役割向上のための展示会

h) 家族福祉と女性の役割に関する調整の強化

i) ジョクジャカルタと西カリマンタンでの家族福祉に関するジェンダの概念を取り入れた住民参加推進のための試験・調査の実施

尚、家族福祉指導課は2セクションからなり主な活動は以下の通りである
家族基本ニーズセクション：家族基本ニーズを満たすための指導書、資料整備
家族福祉セクション：家族福祉事業発展と指導のための指導書の整備

村落住民自助指導課 Bina Swadaya Masyarakat Desa

1) 目的

(開発における村落住民自助発展のための政策の策定と指導)

村落開発におけるKPD⁷の活用、青年の育成と女性の役割の推進を通じた村落住民の自助努力の高揚

2) 主な業務

a) 10州に於けるKPD活動のモニタリングの実施

b) 10州における青少年育成の調査

c) 12州での総合村落開発に於ける女性の役割に関するモニタリングの実施

⁵PKK (家族福祉運動) は1972年に結成された草の根レベルの家族福祉の向上と社会における女性の地位の向上を目指した全国レベルの女性のボランティア運動である。中央から村落レベルまでPKK活動チームが設置されており、各行政レベルの長の婦人がその地域または地区の長を務める。活動は、1) 建国五原則の推進、2) 相互扶助3) 栄養、4) 衣服、5) 住居と家政、6) 教育と手工芸、7) 保健、8) 共同組合の推進、9) 環境保全、10) サウンド・プランニング (家族計画等を含む) の10項目からなっている。

⁶村落部のPKK末端組織としてDASA WISMA (Ten Households)が10～20世帯から構成されており、特にこのDASA WISMAのリーダー育成に力を注いでいる。

⁷KPD (Kader Pembangunan Desa：村落開発員) は、内務大臣通達87年16号により制定され、LKMDの役割・機能を推進するため村落開発計画の立案、実施、モニタリング・評価を支援するボランティアである。またLKMDの最低1セクションに対して指導を行なうことが望まれている。KPDは村落に住む21才以上、小学校卒以上でボランティアとして村落開発のために従事する意思を有する者である。KPDの人選に当たっては、LKMDが候補の人選を行ない、村長の承認を得た者が郡長によってKPDの候補者となる。KPDの候補者に対しては研修が実施され、各村落に5名のKPDが置かれ、将来的には10名が目標とされている。

- d)村落開発における女性の役割の把握
- e)村落女性の活動内容調査（未実施）
- f)村落の青年の問題と貢献の把握（未実施）
- g)村落の女性プログラムの強化（未実施）

尚、村落住民自助指導課は3セクションからなり主な活動は以下の通りである
 女性・青少年セクション：相互扶助を高めるための女性および青年の役割を推進する指導要領の整備

KPD育成セクション：KPD育成のための指導要領の整備

住民自助セクション：村落住民自助システムのための指導要領の整備

技術向上指導課 BinaPeningkatan Ketrampilan

1) 目的

- a)村落住民研修のプログラムの整備とカリキュラムの開発
- b)住民間の研修協力の指導
- c)研修フォローアップのための指導要領の整備

2) 主な業務

- a)伝統村(swadaya)と過渡村(swakarya)の村役人の能力の向上
- b)伝統村と過渡村に於けるLKMDを支援するKPDの能力の向上
- c)共同で問題を解決できる住民グループの育成
- d)基本的社会サービス（生活用水、保健衛生）の向上
- e)共同事業の促進
- f)村落公共施設の改修、管理における村役人の能力の向上
- g)住民の組織化と指導を行なうためのKPDの能力の向上
- h)総合村落開発のマネジメントを中心とした研修およびオリエンテーションの実施
- ①中央レベルでの研修指導者のための研修
- ②州レベルでの関係機関の長に対するオリエンテーション
- ③州レベルでの関係機関に対する研修指導者のための研修
- ④県レベルでの関係機関の長に対するオリエンテーション
- ⑤郡長に対するオリエンテーション
- ⑥郡レベルでの関係機関に対するオリエンテーション
- ⑦郡レベルでのLKMD、KPDに対する技術指導者のための研修
- ⑧郡庁の村落開発セクションの長に対する研修
- ⑨村長に対する研修
- ⑩LKMD幹部に対する研修
- ⑪KPDに対する研修

尚、技術向上指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである

研修プログラムセクション：村落住民研修のプログラムの整備とカリキュラムの開発

実施セクション：研修分析、評価のための指導要領の整備

開発セクション：研修フォローアップのための指導要領の整備

3 村落経済事業指導局 Pembinaan Usaha Ekonomi Desa

- ：村落開発支援プログラムの整備、技術指導および評価
- ：村落金融制度開発等の実施要領の策定および技術指導
- ：村落生産事業向上のための政策の策定
- ：村落の人的労働力開発のための政策の策定
- ：村落共同組合の役割および機能の向上

開発援助指導課 Bina Bantuan Pembangunan

1) 目的

各種補助金とその交付計画の策定およびインドネシア民衆銀行（BIR）との協力による資金の管理

2) 主な業務

- a) 村落インプレスに関する開発援助計画の策定
- b) 村落インプレスによる地方交付金の交付
- c) 地方交付金のモニタリング

尚、開発援助指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
プログラム整備セクション：村落開発援助プログラムの指導要領の整備
指導セクション：村落開発援助の計画と実施のための指導要領の整備
モニタリングセクション：村落開発援助実施に関するモニタリングおよび評価
尚、村落インプレスに関しては別添資料参照

村落クレジット指導課 Bina Perkreditan Desa

1) 目的

住民の収入および経済向上のための村落クレジット制度、村落穀倉、および村落住民基金の育成

2) 主な活動

- a) 村落クレジット制度、村落穀倉および村落住民基金設立のための指導
- b) 村落クレジット制度、村落穀倉および村落住民基金設立のためのモニタリング

尚、村落クレジット指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
村落クレジットセクション：村落クレジット制度開発のための指導要領の整備
村落穀倉セクション：村落穀倉開発のための指導要領の整備
村落住民基金セクション：村落住民基金開発のための指導要領の整備

生産性指導課 Bina Produktivitas

1) 目的

村落経済生産性向上のための政策の策定および技術指導の実施

2) 主な業務

- a) 村落の経済事業の育成、資源、ポテンシャルの開発および生産向上のための指導
- b) 村落に於ける経済開発事業支援と資金投資の指導

- c) 村落の生産物のマーケティングと村落市場の開発
 - d) 村落に於ける経済開発実施のデータ収集、分析の実施
- 3) 主な活動

小規模経済事業 (PPKL-UED) の研修を実施しており、家内制手工業に関する村落の入材の育成と共同化の推進を目的としている。この研修は経営管理・市場性・資金調達の方法等を含む講義 (2日間) と現場研修 (4日間) から成る。研修後に事業の資金補助制度がある。また、村落市場管理者の研修を実施している。

尚、生産性指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
 生産セクション：村落生産向上事業実施のための指導および指導要領の整備
 サービスセクション：その他のサービス事業の指導要領の整備
 市場セクション：村落の生産物市場開発のための指導および指導要領の整備

人的労働力指導課 Bina Tenaga Kerja

1) 目的

村落に於ける人的労働力開発と指導要領の策定

2) 主な業務

- a) 人的資源に関するデータの整備
- b) 村落における人的労働力指導資料の整備
- c) 村落における労働生産性向上のための指導資料の整備
- d) 村落に於ける人的労働力の専門性向上のための指導資料の整備

3) 主な活動

課としての活動は1993年度に始まったばかりであり、村落の人的労働力の把握、制限要因等に関する調査、研究を関係機関とともに実施している。

尚、人的労働力指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
 開発セクション：村落人的労働力の分析と評価に関する指導と指導要領の整備
 専門化セクション：村落人的労働力の専門性開発のための指導と指導要領の整備
 普及セクション：労働情報と普及に関する資料の整備

情報事業指導課 Bina Usaha Informal

1) 目的

村落社会の情報開発および村落共同組合の役割と機能向上のための指導および指導要領の策定

2) 主な業務

- a) 情報事業の開発と向上のための人的資源と地場産業のポテンシャル・データ整備
- b) 事業者と事業の運営向上のための指導要領の整備
- c) 地場産業に於ける村落住民の動向分析と評価
- d) 村落共同組合責任者の育成指導書の整備

3) 主な活動

全国の村落共同組合責任者に対する研修の実施および村落共同組合研修に対するモニタリングと評価を行なっている。

尚、情報事業指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
指導セクション：情報事業の指導・分析・評価のための指針の整備
事業開発セクション：村落に於ける事業開発のための指導要領の整備
研修セクション：村落共同組合（KUD）の機能向上と有効利用のための指導と指導要領の整備

4 村落資源・定住指導局 Pembinaan Sumber Daya Alam Pemukiman

- ：村落における天然資源保全に関する住民指導の政策の策定
- ：天然資源の共同復元に関する政策の策定
- ：生活環境改善プログラム整備に関するデータの収集
- ：村落インフラ改善プログラム整備に関するデータの収集
- ：村落住居改善と指導

住民参加指導課 Bina Peranserta Masyarakat

1) 目的

環境保全に関する住民参加の指導

2) 主な業務

- a) 村落住民参加推進に関するモニタリングと評価
- b) 村落住民参加推進に関する関係省庁との調整強化
- c) 住民および政府行政官に対する生活環境管理に関する法律の遵守指導
- d) 環境に対する認識を持ったグループの育成
- e) 郡レベルPMD職員に対する村落生活環境データと住民参加指導のオリエンテーション
- f) 村落の自然破壊とその原因の把握と一覧表の作成

尚、住民参加指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
環境把握セクション：環境破壊把握のための指導要領の整備
指導セクション：村落資源保全活動のための指導要領の整備
環境管理セクション：環境管理協力のための指導

村落資源指導課 Bina Sumber Daya Desa

1) 目的

村落資源保全と有用技術の指導要領の策定

2) 主な業務

- a) 村落自然保全・保護（地下水、マングローブ、珊瑚礁、野性動物等）に関する住民の意識向上と指導
- b) 公共事業省により実施される地下水利用（灌漑等）の計画から実施に至るまでの住民参加取り込みと水利用農民グループの育成
- c) 村落天然資源跡地（鉱山）等のリハビリ、管理の指導

尚、村落資源指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである
ポテンシャルセクション：村落ポテンシャルの保全に関する指導要領の整備

有用セクション：村落天然資源の有効利用に関する指導要領の整備
 リハビリセクション：村落天然資源の回復に関する指導要領の整備

村落住居・環境指導課 Bina Perumahan dan Lingkungan Desa

1) 目的

衛生的で快適な生活環境整備のための指導

2) 主な業務

- a) 村落の住居・環境の状態分析とプログラムの整備
- b) 住居の開発、改修と維持に関する指導
- c) 衛生的で快適な生活環境整備のための指導

3) 主な活動

事業の一例として総合村落環境・住居開発 (P2LTD) プログラムがあり、社会福祉省・保健省・住宅担当國務大臣府との協力を行っており住民参加によるモデル住居建築と環境整備を実施・支援している。特に貧困村落からは3、400村落を選定し1貧困村落に15家屋程度のモデル住居の建築を計画している。

尚、村落住居・環境指導課は3セクションからなり主な役割は以下の通りである

指導セクション：村落住居開発指導プログラムの整備

住居システムセクション：住居および環境の改善指導要領の整備

環境システムセクション：環境汚染を防ぐための指導の実施

村落インフラ指導課 Bina Prasarana dan Sarana Desa

1) 目的

村落インフラ開発に関する指導と指導要領の策定

2) 主な業務

- a) 村落インフラ (村道、簡易灌漑、電気等) 整備のための住民参加の促進
- b) 生活用水の供給と衛生の向上
- c) 生活用水施設の住民参加による共同管理の推進

3) 主な事業

事業の一例としては、保健インプレス (補助金) を使い、公共事業省、保健省の協力を得て95年度は3、126村落での生活用水供給事業と同村落の住民参加を高めるための住民研修を実施している。

尚、村落インフラ指導課は3セクションからなり、主な業務は以下の通りである

公共事業セクション：公共事業の実施方法の指導要領の作成と指導

生活用水・衛生セクション：生活用水・衛生環境に関する指導要領の作成

村落電力セクション：村落電力プログラムに関する指導要領の作成

村落定住制度指導課 Bina Tata Pemukiman Desa

1) 目的

村落定住に関する指導政策の策定およびモニタリングの実施

2) 主な業務

- a) 村落定住地（森林地域、移住地域、辺境地域等）に関する基礎データ及び情報の収集
- b) 村落開発と指導要領の研究
- c) 村落開発に於けるLKMDの機能の向上
- d) 村落内の人的資源の向上

3) 主な事業

森林地域、移住地域、辺境地域及びその住民に関する基礎データ及び情報の収集と関係機関（移住省、社会福祉省、森林省等）への情報提供。移住省を中心に行なわれる移住事業は通常5か年で管轄が内務省に移管されるが、この期間内の村落行政（LKMD含む）の指導を行ない、引き続き当該村落が自治を得るために必要な村落行政指導を実施する。

尚、村落定住制度指導課は2セクションからなり主な業務は以下の通りである。
指導セクション：村落定住事業に関する関係機関との協力と村落定住に関する指導
育成セクション：定住地に於ける村落行政の指導

5 村落技術活用指導局 Pembinaan Pendayagunaan Teknologi Pedesaan

- ：適正技術の調査および研究
- ：適正技術指導普及の資料整備
- ：家内制手工業に於ける適正技術指導普及の資料整備

技術協力指導課 Bina Kerjasama Teknologi

1) 目的

政府関係機関およびNGOs等との協力による村落適正技術の開発

2) 主な業務

- a) 村落適正技術の開発に関する実施計画の策定から普及（研修を含む）
- b) 村落適正技術に関する調査、評価の実施

尚、技術協力指導課は2セクションからなり主な業務は以下の通りである
協力セクション：村落適正技術の開発に関する協力実施要領の策定
モニタリング・評価セクション：村落技術の適正に関するモニタリングと評価

村落農業技術指導課 Bina Teknologi Pertanian Perdesaan

1) 目的

生計向上のための農業技術の活用

2) 業務

- a) 適正農業技術開発のための資料の整備
- b) 適正農業技術普及のための資料の整備

尚、村落農業技術指導課は2セクションからなり、主な業務は以下の通りである
適正農業技術セクション：適正農業技術開発のための資料の整備
技術普及セクション：適正農業技術普及のための資料の整備

家内制工業技術指導課 Bina Teknologi Industri Tangga

1) 目的

家内制工業に於ける生産性向上のための適正技術の活用

2) 主な業務

- a) 家内制工業技術開発のための資料の整備
- b) 家内制工業普及のための資料の整備

尚、家内制工業技術指導課は2セクションからなり、主な業務は以下の通りである
家内制工業技術セクション：家内制工業技術開発のための資料の整備
技術普及セクション：家内制工業普及のための資料の整備

* 主な事業

1995年度の同局の事業として、PMD地方事務所へのアンケートをもとに125点の適正技術書（すでに発刊されている書物）を選定し全郡レベルへの配布を計画している

村落開発インプレス

インプレスは、インドネシアの国家予算のなかから地方開発促進のため一定の予算額を州（第1級自地区）、県・市（第2級自地区）、郡、村落に対して配分する地方交付金である。法律上、大統領布告のかたちをとっていることから、INPRES(Instruksi Presiden)と呼ばれている。

インプレスは9つの種類があり州インプレス（州の開発）、県・市インプレス（県・市の開発）、小学校インプレス（小学校の建設）、保健インプレス（保健衛生施設・保健所の建設）、森林再生インプレス（植林）、道路インプレス（道路・橋梁の建設）、市場インプレス（市場の建設・改善）、貧困対策インプレスおよび村落開発インプレスがあり、村落開発インプレスの事業費内訳は次の通りである。

1. 村落直接補助	600万ルピア×全村
1) 村落インフラ等の整備支援	<u>400万ルピア</u>
2) LKMDおよび村落行政運営支援	<u>50万ルピア</u>
3) PKK支援	<u>100万ルピア</u>
： PKK運営	5万ルピア
： PKK基本プログラム支援	45万ルピア
： 家族収入向上事業支援	50万ルピア
4) 青年育成支援	<u>50万ルピア</u>
2. 村落開発支援	
2. 1 村落経済事業支援（県/市へ交付）	330万ルピア×全郡数
1) 小規模経済事業研修（職業訓練：PPKL-UED）と事業資金支援	<u>110万ルピア</u>
： 小規模経済事業研修実施とモニタリング・評価	44万ルピア
： 村落経済事業グループに対する事業資金支援	66万ルピア
2) 村落信用組織育成	<u>170万ルピア</u>
： 村落信用組織育成のための指導者研修	
： 村落信用組織管理・運営者の研修	
： 同事業資金支援	
： その他	
3) 適正技術普及	<u>50万ルピア</u>
尚、村落信用組織育成はパイロット事業であるため州内のいくつかの村落で実施される。このため資金の用途に関しては州レベルの調整を必要とする。	
2. 2 UDKP 強化支援	
1) モデル郡支援（県/市へ交付）	1400万ルピア
： 郡ポテンシャルデータ整理	<u>30万ルピア</u>
： 郡ポテンシャル地図作成	<u>30万ルピア</u>
： ZOPP手法研修等を通じたLKMD強化	<u>100万ルピア</u>

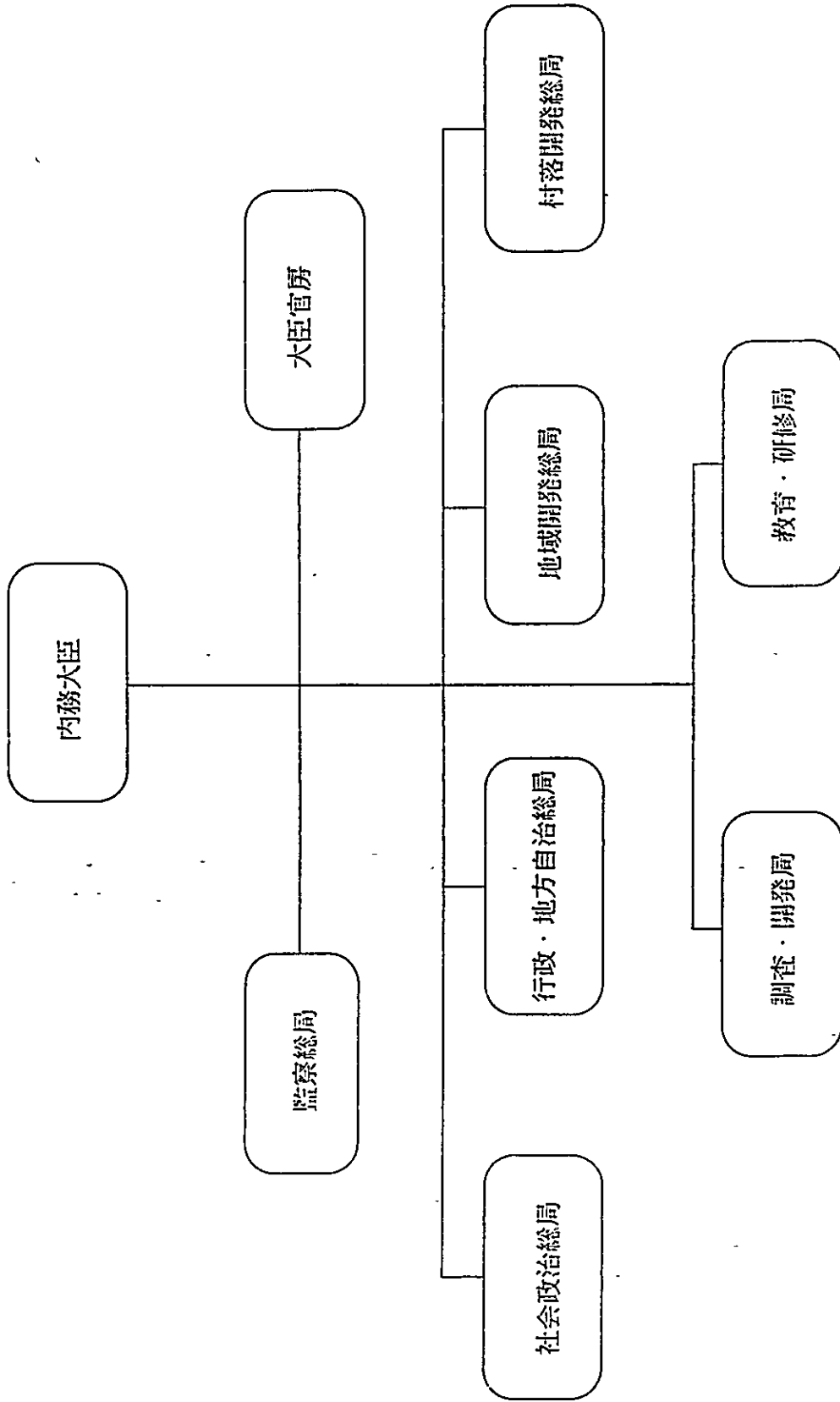
： 郡行政官・セクター職員に対する郡レベル開発管理オリエンテーション	<u>300</u> 万円
： 村落への開発事業実施・運営調整のためのUDKP会議	<u>30</u> 万円
： UDKP会議の成果活動支援	<u>750</u> 万円
： モニタリング活動	<u>130</u> 万円
： 郡レベル開発評価のためのUDKP会議	<u>30</u> 万円
2) 郡レベル活動支援 (郡へ交付)	50万円×全郡
： 村落データの整理	<u>20</u> 万円
： 郡年間開発計画策定のためのUDKP会議	<u>30</u> 万円
2. 3 LKMD強化支援 (県/市へ交付)	15万円×全村数
1) LKMD、LMD、村役人および95年度新規IDT村落KPD研修	<u>10</u> 万円
2) パンチャシラの推進	<u>5</u> 万円
2. 4 村落コンテスト表彰支援	
1) 州レベル村落コンテスト表彰支援	1200万円
2) 県/市レベル村落コンテスト表彰支援	450万円
3. 村落開発運営・管理支援	
a 州	3万円×全村数
b 県	4万5千円×全村数
c 郡	85万円

村落（直接）インプレスの推移

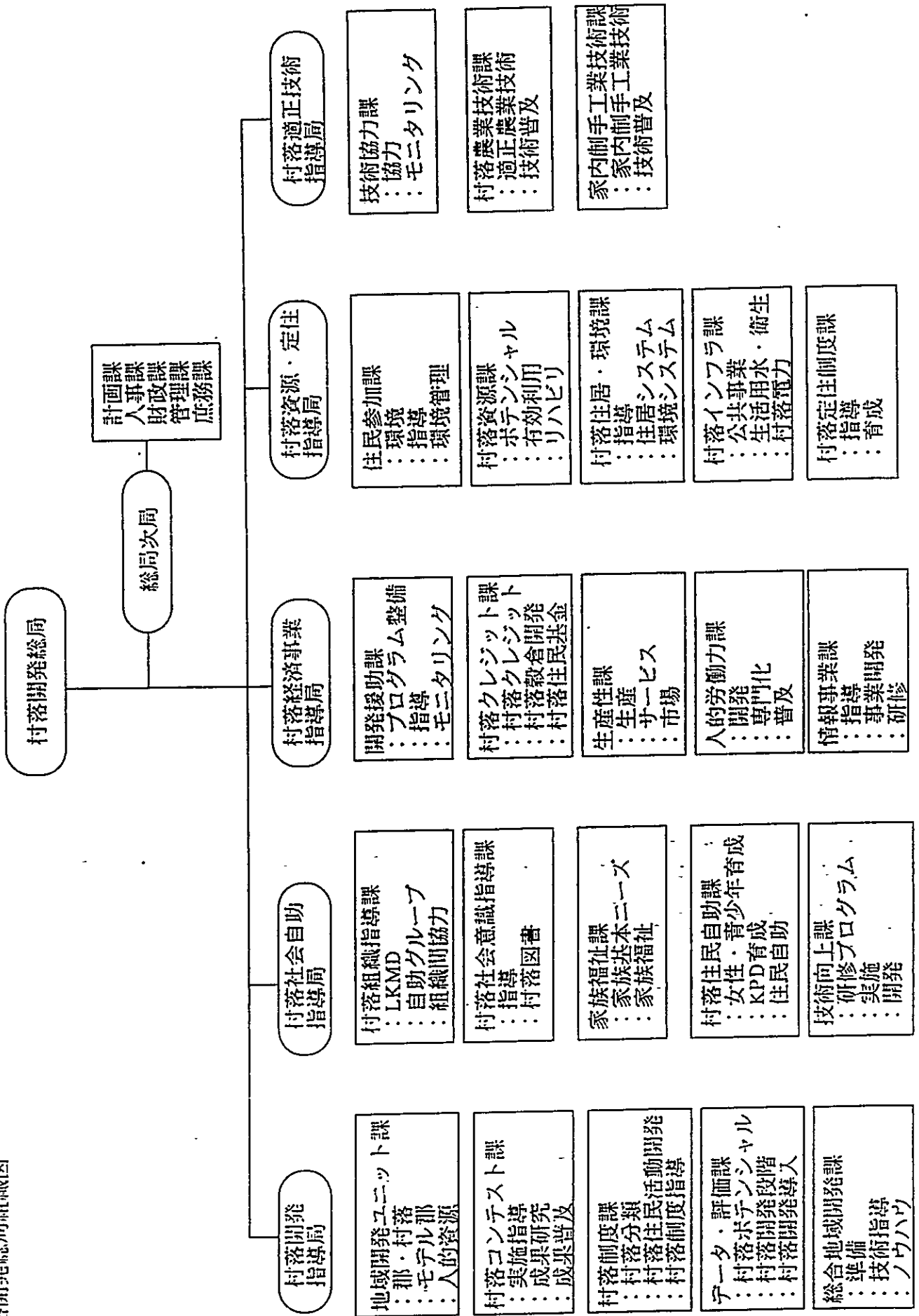
単位：1,000ルピア

国家開発五ヶ年計画	年度	村総数	各村への援助額	(PKK援助分)	援助総額
第一次	69/70	44,478	100		4,447,800
	70/71	44,622	100		4,462,200
	71/72	44,630	100		4,463,000
	72/73	45,575	100		4,557,500
	73/74	45,587	100		4,558,700
第二次	74/75	45,303	200		9,060,600
	75/76	45,303	300		13,590,900
	76/77	58,675	300		17,602,500
	77/78	59,071	350		20,674,850
	78/79	60,645	350		21,225,750
第三次	79/80	62,875	450		28,293,750
	80/81	63,058	750	100	47,293,500
	81/82	64,650	1,000	200	64,650,000
	82/83	65,127	1,250	250	81,408,750
	83/84	66,437	1,250	250	83,046,250
第四次	84/85	67,448	1,250	250	84,310,000
	85/86	66,173	1,350	250	89,333,550
	86/87	66,391	1,350	250	89,627,850
	87/88	66,594	1,350	250	89,901,900
	88/89	66,744	1,500	300	100,116,000
第五次	89/90	66,979	1,500	300	100,468,500
	90/91	66,979	2,500	500	167,447,500
	91/92	67,033	3,500	700	234,615,500
	92/93	63,721	4,500	900	286,744,500
第六次	93/94	63,721	5,500	1,000	350,465,500
	94/95	63,920	6,000	1,000	383,520,000
	95/96	64,367	6,000	1,000	386,202,000

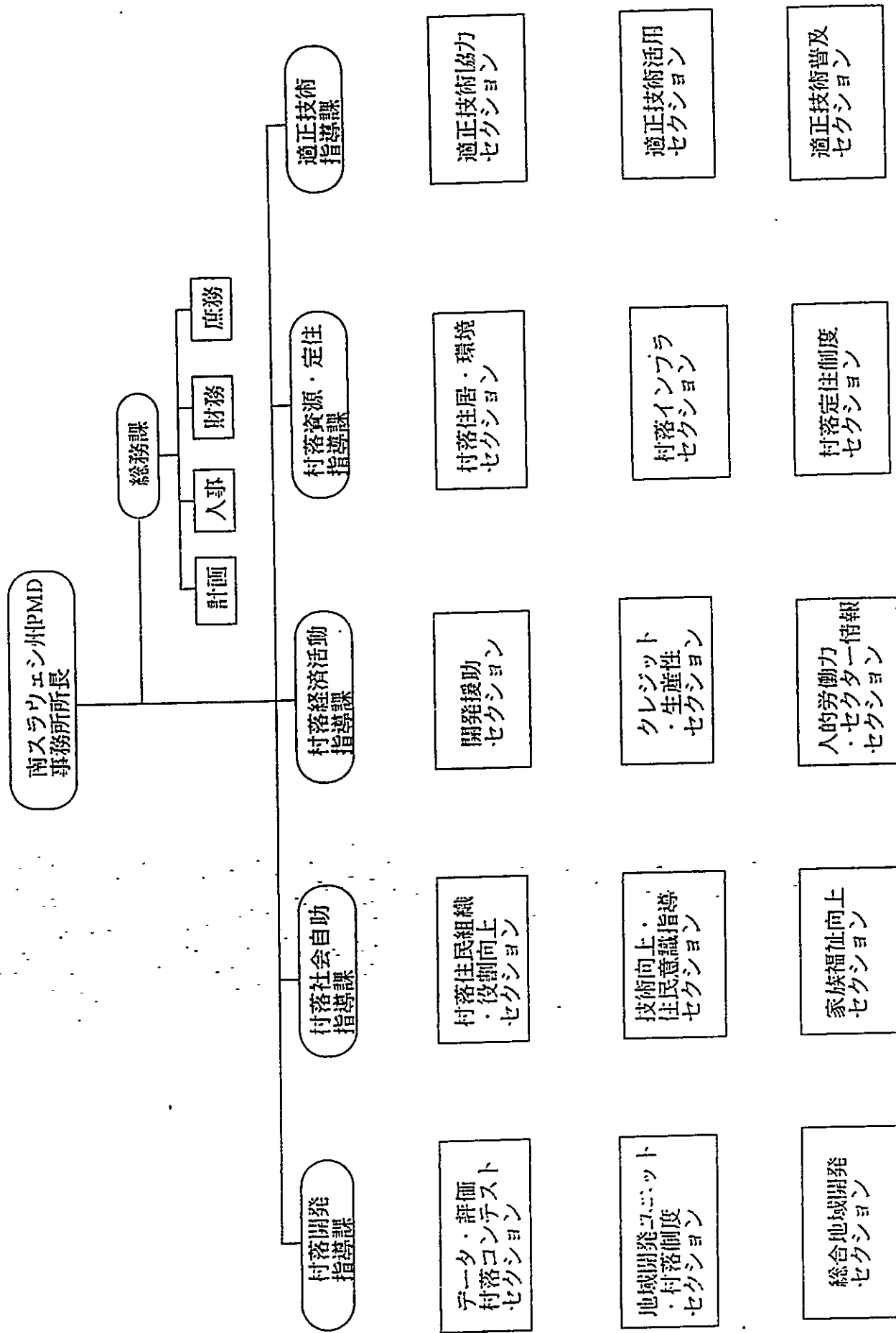
内務省組織図
(内務大臣決定 1992年92号)



村落開發總局組織圖



南スラウェシPMD事務所組織図



6. 5 移住地開発事業

6. 5 移住省の移住地開発事業

6.5.1 農業案件と移住事業

1. これからインドネシアの農業協力案件を行う場合、移住事業を無視 (or 忌避) しては成立し得ない現状を、関係者は認識しなければならない。何故ならば

1) これからのイ政府の地域開発、農村開発は、周知の通り大統領令により東部地域の外島を対象にして居る。カリマンタン、スラベシ、マルク、イリアンジャヤ。

2) ジャワ・スマトラ以外の外島には、都市周辺のハナクソ程を除いて、日本で言うような既存農家・農村というものは無い。面積と人口の分布は

面積 ジャワ; 7%、スマトラ; 25%、東部(4地域); 64%、その他; 5%

人口 ; 60%、 ; 21%、 ; 14%、 ; 6%

3) ジャワの農地は、土地所有の細分化、酷使と管理の悪さで、地力、生産性は低下し、さらに毎年 30,000 ha以上が他の目的に転用されている。

4) 過剰な人口圧力のため、ジャワ農村文化の粹とも言える“貧困の共有”や“デルupp制”も機能し得なくなっている。

5) 今ジャワの農村部は、人口超過密の“rural slums”と化し、行き場のない土地なし農民や日雇い農民(それでも農民と呼ばれる)が余り返っている。しかし都市部にも彼等を吸収する雇用機会はなく、農村部にウロウロしているだけである。

6) ジャワの農家の 51%、11百万世帯が poverty line 以下である。都市農村合わせて有効雇用機会は83百万、失業・無業者は38百万人、失業率は 31%、と見積もられている。

2. Poverty lineは、都市部で 1,319,000 Rp/family/year、農村部で 947,000 Rp/family/year、内外である。

3. 農業従事者1人当たりの農地は、外島のスマトラ 0.59 ha、カリマンタン 0.99 ha、スラベシ 0.67 ha、に対し、ジャワでは 0.22 haに過ぎない。もちろんこの数字が即所得に跳ね返るとは言えない。外島の農地はほとんどかんがい施設は無く、生産性は低い、等。

4. それにしてもジャワの1人当たり農地 0.22 haは小さい。これで伝統技術の水稲と換金性の高いトーガラシをやっても、最大で 1.28 million Rp/year が限界であろう。この“売上げ”を少なくとも 2.0 million Rp 以上まで上げなければ、貧困の解消にはならない。つまりジャワの農民を半数に減らさなければ、農業も農政も機能しない。

5. ジャワの農家1戸当たり(4.5人)の売上げ(粗収入)は、平均 0.9 million Rp。つまり半数以上が貧困ラインを割ることになる。ただし、イ国の農政、農業協力は、ジャワの農村農民を犠牲にはしたが、国民の食料を確保し、米の自給を達成したと言える。

6. ジャワのこの現状を積極的に解消することが、近年のイ政府の貧困対策であり、それは同時に東部各州の均等な地域開発を推進することにあるのである。BAPPENASによれば、Repelita VI の5年間に、農業 1.9百万、製造業 3.0、サービス 5.5、電ガス 1.5、計 11.9百万の雇用機会を計画している。この期間に新規加入の労働者が 12.7 百万人と見積もられるので、既存の失/無業者の38百万人は数字上、そのまま繰越しとなる。

7. 5年間に 11.9 百万の雇用機会の創出は事実上困難であろう。Repelita VI の期間に移住省は、60万世帯の主として農業開発のための移住を計画している。移住者の粗収入は、初年度：国費支給、2年度：2 mill Rp.、5年度：3.5 MILL Rp.、を計画している。入植先は西部（スマトラ）103,160 戸、東部州 246,840戸。

8. 移住省は、Pelita V (1993) までの25年間に約 2,500地区、170万世帯、750 万人の移住を完了した。既に 2,000の地区が州政府に移管され、地域の拠点、既存村(?)として活躍している。

9. 日本政府は、この辺でそろそろ移住政策に関する偏見と誤解を捨てて、イ国の農業協力には移住事業の積極的取り込みが不可欠と認識しなければ、移住排除の農村整備もかんがい施設もあり得ないのではないか。

6.5.2 移住事業の制度的分類

1. 移住事業は制度により、次のように6種に大別される。

- | | | | |
|--------------|---|------|--|
| (1) 農業生産型 | — | 移住事業 | Foodcrop Pattern |
| (2) エステート共同型 | — | “ | PIR-Trans (Nucleus Smallholder) |
| (3) 農村整備型 | — | “ | Existing Village Development |
| (4) 小規模工業型 | — | “ | Small Scall Industrial Service Pattern |
| (5) 産業造林型 | — | “ | HTI-Trans (Industrial Plantation Forest) |
| (6) 個人造林型 | — | “ | Conversion Forest Pattern |
| | | その他 | Others |

2. 移住政策の目的と運用は、2つの基本的な視点から分類整理することができる。

* 1つは、送り出し州の側の論理を中心とする視点である。つまりジャワ島（バリ等を含む）の人口超過密の解消、失業者/無業者への就労機会の供与、を通しての“貧困解消”である。

* 1つは、受入れ州の側の論理を中心とする視点である。つまり外島の均等な開発、産業の育成と経済力の向上、原住民への生業、教育、近代化の供与、そのための人材の導入（頭数だけではないのだが）である。

* 植民地時代から、ジャワとスマトラの一次産業が開発の中心であった。宗主国の利益のためには、それで必要十分であったのだろう。独立後もほぼそれが踏襲されてきた。政府は、ジャワの社会の再編成、全国土の均等開発の必要性に気付いてはいたが、政治的、経済的に手が回らなかったもので、今その歪みの解消が最も急を要する政策課題になってきたと言うことであろう。いずれにしても移住政策は、緊急重要なものである。

3. 移住事業の形態の概略説明

(1) 農業生産型－移住事業： 従来から一般的に実施されてきた農業中心の移住。

- 1 第5次までの実績： *地区数 2,500、世帯数 161万戸、人口 750万人。
開墾面積 173万ha（地区面積 350万ha）、道路 57,400 km.
- 2 1地区の平均規模： *300-500 世帯、1,000-1300 ha。牧、モスク、クリニック、ホーム等、公共施設付帯。
- 3 1戸当たりの規模： *ハウスヤード 0.25 ha、ランゴットNo.1 0.75 ha、政府が開墾整備する。
ランゴットNo.2 1.00 ha、移住者が実力ついてから任意に開墾。
- 4 その他： *全体の 30%は優良、5%は合格、15%は不良、と評価されている。
*不良 15%のリハビリ改善はもちろん必要だが、優良/合格の 85%も多くは、2次開発、構造改善の事業が必要な時期に来ている。

(2) エステート共同型－移住事業(PIR-Trans)： コナク、オイルパーム、ココ等、1-2 万ha以上の規模を有し、工場及び一部農場は企業が持ち、政府は土地、移住者、移住施設を供給する。

- 1 第5次までの実績： *歴史は古いが、移住後の移住者は民間企業（エステート）に帰属するため、詳細はまだ未整理である。
*1988年度からの過去5年間に、95,642世帯が移住した。
- 2 1地区の平均規模： *例、1991年度から南スマトラで始めた「タニヤセラタン地区」は、20,000 ha、7村、6,000 世帯のオイルパームエステートである。
*7つの各村には必要数の小学校、集会所、モスク、クリニック等の公共施設が付帯する。3-4小学校当たり1中学校が付帯。
- 3 1戸当たりの規模： *0.25 ha のハウスヤード、4.0 haのオイルパーム畑。
- 4 その他： *苗木生産は企業が担当し、収量が上がるまでの数年は、移住者の生活費は、植付け、成育管理等に対する給料の形で企業が立替え、将来原料納入代から天引き精算する。政府は民間活力の導入、企業は土地・労働者の安定確保、移住者は職業の安定、が得られる半永久事業で関係者の間で評判がよい。

(3) 農村整備型—移住事業： 土地を所有する既存（農）村を対象に、農村、農地、農家の整備をし、余剰の土地／周辺の国・公有地をも併せ整備して、移住者を合流させる。

-1 第5次までの実績： *1989年度からの新規事業。過去4年間で、21,887世帯の整備を完了した。

-2 1地区の平均規模： *既存の村落の形次第で千差万別、まだ資料整理付いていない。

-3 1戸当たりの規模： “

-4 その他： *原住民、自然発生的な村落の近代化のため大切なプロジェクトで、今後多くなるだろう。しかし、原形がマチマチなので、規格化には時間がかかる。農業経験のない原住民多いので、ジャワからの移住者との共同体の組織化が必要である。

(4) 小規模工業型—移住事業： 地方都市の比較的近くに、工場団地と住宅団地を造成し、初期投資、職業指導を含む援助により、食品加工、家具製造、資材加工、等の軽工業を育成する。

-1 第5次までの実績： *1989年から開始された新規事業。農産加工に限らず、企業家に経営か職人の経験があれば加入できる。

*中央スラベシのバル市に、実験プロジェクト1地区ある。

-2 1地区の平均規模： *小企業家1に雇用職人／移住者10で1工場。30企業で1団地。

-3 1戸当たりの規模： *小企業家 300 m² 敷地、100 m²工場。

*雇用職人 36 h²住宅、300 m²ヤード。

-4 その他： *移住事業の意欲的なパイロットプロジェクト。小企業家の経験能力が基本で、職種は雑多なので、集出荷、市場性、資金等、今後の課題も多い。

*是非成功させたい制度で、目下大分県の“1村1品運動 (One village one product campaign)” のノーハウ導入の準備中である。

*1村1品は工業団地に限らず、一般移住地の side job として導入の方針で、官房で検討中である。

(5) 産業造林型—移住事業(HTI-Trans)： 林業省主管／移住省協力。択伐された森林跡地の植林を目標に、辺地での造林人夫供給のための（最も評判の悪い）移住事業。

-1 第5次までの実績： *1990年から開始した新規事業。リウク、スマトラ、夏カリマンタン、南カリマンタン、帛スラベシで、過去5年間に19地区、5,613世帯の移住を実施した。

-2 1地区の平均規模： *300戸、小学校、集会場、モスク等の公共施設付帯。

-3 1戸当たりの規模： *1戸当り 0.25ha のハウスヤード。

- 4 その他： *産業造林は、重要な国策であり、Concessionを得た公社／企業が行っているが、下請け／孫請けの世界で、余り質の良くない業者も多く、賃金の遅配欠配等、トラブルが多い。数年後の植林完了後の移住者への職業保証もなく、離脱する移住者も多い。
*移住大臣の要請もあり、産業造林型移住事業の見直し、改善策を、佐藤専門家（林業省）と望月専門家（移住省）とが検討を始めた。

(6) 個人造林型－移住事業： 従来、公社／企業に与えられていた産業造林Concessionを、団体としての移住者に与える、1995年から開始する造林／移住の新タイプの事業。

- 1 第5次までの実績： * - なし -
*1995年、7チ、リウ、莫カリマンツ、西カリマンツの4地区が新規計画。
- 2 1地区の平均規模： *Concessionを与える生産林 10,000 ha、移住者 2,500世帯、住宅地は、近傍の転換林地に開発する。
- 3 1戸当たりの規模： *生産林地 4 ha、cash crop の inter/mixed farming。
将来の木材生産 100 m³/ha、1戸当り所得 Rp 4 mill/yr.
- 4 その他： *日本型個人経営林家の育成を目指す。
*待ったなしの、生産林での造林事業を、フルに展開しなければならない。
*最大規模で進めなければならぬ移住事業の、容易に活用できる用地取得方法である。

6.5.3 第6次5か年計画の移住事業

(1) 1993年にBAPPENASが制定した「第6次開発5か年計画、29章：移住」には、次のごとく記述されている。…社会格差の是正、国土の均衡ある開発、国力の増強のためには移住政策による人口分布の適正化が重要である。移住政策は島嶼に人的資源の均等分布を促し、それは就労機会を創出し、ビジネス機会を拡大し、地域の潜在力を引き出し、地域の成長格差を無くし、住民の貧困を減少させ、最終的には国家の単一と統一を強化するものである。

また移住政策はインドネシアの各州を通して、地域開発過程の部分をなすものであり、自然資源と人的資源の生産性を増加させるものである。したがってリペリタVIにおける移住政策は、効果的な運営システム、質の高い管理者、環境保護、熟練した移住者によって支援されなければならない。

(2) イ国の経済、社会問題が、ジャワの人口過密と就業機会の極端な不足、それ由来する大量の貧困人口の存在、外島が人口過疎と人材不足のため開発が進展しないことにある限り、好むと好まざるとに関わらず“地域開発と移住事業をセット”にして、外島特に東部州において政府政策を大規模に実行することが最善にして最短の方法であろう。

人の移動が伴わなければ、イ国東部の地域開発は成立しないからである。イ国の移住事業は、独立以前からの長い歴史とそれなりの法制、技術に基づいて実行されてきている。第1次長期25か年計画の期間中に、ジャワ等の人口過密地域から人口過疎の外島へ、2,500プロジェクト、170万世帯、750万人の移住を成功させた実績を持つ。

1994/95年度から始まった Repelita VIでは、移住事業は5か年間で600,000世帯をジャワから外島へ移住させる計画である。移住者は3種に大別される。(1) 全額政府負担の移住者148,645戸、(2) 費用の一部を個人が負担する移住者98,224戸、(3) 土地は政府が無償供与するが費用は全額個人負担する移住者250,000戸、である。合計600,000戸の移住者はもちろん全員が自由意思で応募合格した者である。

移住先での職種は、食用作物生産農家、エステート契約農家、小規模漁業家、林産経営家、小規模工業経営家、既存農村再開発、に分類される。

東部州への移住者は321,869戸、53.6%で、カリマンタン4州、スラベシ4州、イリアンジャヤ州が大口受入れ州である。

過去の移住政策は、ジャワの上地なし農民の救済の色彩が強かったが、それに加えてリペリタVIでは、外島の地域開発の拠点作りに比重を移している。したがって今後は1つのプロジェクトの規模を2,000-4,000世帯、5,000-10,000ha以上とする、従来の300-500世帯の村落単位から郡単位のコミュニティーにする、既存の小規模な部落も計画的に取り込んでゆく、等の方針が取られている。

上記、リペリタVIの移住事業に必要な事業費は、Rp. 6,651 trillionが計上されている。年度別では、1995/96年度 Rp. 1,026 trillion、1996/97年度 Rp. 1,073 trillionが、割り当てられている。

(Unit : Family)

Table - TRANSMIGRATION PLAN in Eastern Provinces in Kepulauan VI

Name of Province	No. of Province	A		b1	b2	b3	b4	b5	B		C		A+B+C
		Sponsored Food Crop Type	Estate Type						Fishery Type	Forest Type	Industry Type	Existing Village Dev. Type	
(Western Provinces)	8	29,655	56,266	2,200	5,910	800	8,300	73,476	103,131	175,000	278,131 (46.4 %)		
Sumatera		4,290	44,930	750	3,900	250	280	50,110	54,400	13,000	67,400		
west Kalimantan		20,585	3,100	400	6,193	200	-	9,893	30,478	6,000	36,478		
Central "		9,900	-	-	300	450	350	1,100	11,000	6,500	17,500		
South "		24,720	1,500	400	2,850	-	1,685	6,435	31,155	12,000	43,155		
East "		59,495	49,530	1,550	13,243	900	2,315	67,538	127,033	37,500	164,533		
Kalimantan TOTAL	4												
North Sulawesi		1,850	1,300	650	-	-	-	1,950	3,800	2,500	6,300		
Central "		4,400	-	1,000	8,750	-	5,000	14,750	19,150	8,500	27,650		
South "		6,203	3,311	-	1,597	-	-	4,908	11,111	6,000	17,111		
S-West "		6,700	5,000	1,000	-	-	385	6,385	13,085	5,500	18,585		
Sulawesi TOTAL	4	19,153	9,611	2,650	10,347	-	5,385	27,993	47,146	22,500	69,646		
West Nusa Tenggara		4,610	-	-	-	-	-	-	4,610	1,000	5,610		
East "		4,970	-	-	-	-	-	-	4,970	500	5,470		
Timor Timur		7,900	-	500	-	-	-	500	8,400	1,000	9,400		
N. T & T. T TOTAL	3	17,480	-	500	-	-	-	500	17,980	2,500	20,480		
Maluku	1	14,398	-	100	1,500	-	-	1,600	15,998	4,000	19,998		
Irian Jaya	1	38,119	593	-	-	-	-	593	38,712	8,500	47,212		
EASTERN PROVINCES	13	148,645	59,734	4,800	25,090	900	7,700	98,224	246,869	75,000	321,869 (53.6 %)		
INDONESIA TOTAL	21	178,300	116,000	7,000	31,000	1,700	16,000	171,700	350,000	250,000	600,000		
Annual Implementation Plan													
1994/1995		24,723	16,613	164	5,063	50	3,387	25,277	50,000	15,000	65,000		
1995/1996		33,295	19,865	264	2,206	50	4,320	26,705	60,000	35,000	95,000		
1996/1997		44,792	15,438	1,660	5,010	250	2,850	25,208	70,000	45,000	115,000		
1997/1998		38,488	30,247	2,360	6,252	650	2,003	41,512	80,000	65,000	145,000		
1998/1999		37,002	33,837	2,552	12,469	700	3,440	52,998	90,000	90,000	180,000		

7. 結論と勧告

7. 結論と勧告

結論 (1) 1996年6月の個別専門家会議で「セクター別中期開発・協力案件案取りまとめ」が決められ、「タスクフォース No.13地域開発グループ」が発足した。以来5回のミーティングを重ね、この「平成7年度・地域開発に関する年次レポート」の提出に至った。

(2) “中期開発協力案件”という文字の解釈を比較的簡単に考えて、タスクフォースは始動したが、「地域開発」に関する具体的な概念、理念のまとめもままならず、さらに具体的な協力案件の発掘は及ぶところではなかった。

(3) 他のグループの活動の内容、結論は全く関知しないが、「地域開発」に関しては、理念と案件のまとめの問題点を列挙するに止め、それに各専門家の配属省庁の担当業務を紹介する形で年度報告書をまとめる結果となった。

(4) 開始当初は、南スラベシ（地方州の代表）と西ジャワ（都市型州の代表）の2州について、“地域開発計画のモデルを提示”することを構想したが、次の理由でこの構想は次年度送りとした。

a. 1995年11月、東部地域開発政策確立実施支援ミニプロチームが着任し、本格（本職）的な活動が始まったこと、

b. グループ内に商業、工業、インフラ等の地域開発に関係する本職専門家がおらず、モデルの作成は実質的に困難なこと、

c. 農業グループが、南スラベシ州と西ジャワ州で「第3次アンブレラ協力」のマスタープラン作成を開始したこと、があり、他の本格調査を乱すことを避けるためである。

(5) 地域開発グループの活動の結論として、インドネシアにおける

a. 「地域開発」に当っては、広域総合M/Pスタデーを行い、長期段階別の開発計画を作成する。特に東部州のように、これから本格的な開発に入る地域では、この計画は数年毎に見直しを行い、常に国家計画にマッチしたものとして維持されなければならない。

b. 地域開発の計画は、BAPPENAS、州政府等の総合調整機能を持つ省庁を責任者として進められるべきである。

c. 計画の実施は、フェーズプランに従い、セクター別にF/S調査に基づき個別プロジェクトとして実施されて行くべきである。

という総合的、段階的な進め方が必要である、と考えている。

()

勸告 (1) この「セクター別中期開発・協力案件素案取りまとめ」が、次年度以降も継続されるならば、「地域開発グループ」に関しては、結論(4)に述べた配慮の元、専門家メンバーの増員、組替えを考慮する必要がある。

(2) かなりの部分に関して、JICAの組織体質と活動方式の改善が必要である。本来、日本政府だけでなく世界的に、政府とその関連組織というものは、縦割り方式が本筋である。政府が“商社のように横々方式で、利益本位の組織づくり”に明け暮れては元も子もない。ただし、組織はそれでよいが、特にJICAのような実施機関、現場機関では、下部への大幅な権限委譲が必要である。少なくとも、年次供与国の事務所には、理事所長を置き、予算執行、人員配置等に、柔軟な対応が強く求められる。1つのプロジェクトを進める上でも、本来現地担当者の対応で十分なものを“公式会議”によるサイン交換が多すぎる。その度に本省本部から多人数のデレゲーションが来過ぎる。事前、SW、インセプション、プロGRESS、ドラフト・F、ファイナル等、本来所長マターであろう。「世銀、アジ銀は3回、JICAは7回」とは、公式会議とサインの多すぎる日本式に対するイ側の感想である。

(3) 「単年度主義」、「要請主義」の見直しが必要である。現代のプロジェクト進捗のペースに全く合わない。内政干渉は不要だが、技術協力、経済協力は本来、相互／双務契約的であるべきである。

(4) 「プロジェクトの経済評価」の手法についてである。JICAが行うプロジェクトの主要なものだけでも、開発調査、無償協力、プロ協(+ミニプロ)等がある。従来はこれらの援助、協力は、単年度、単体で行われるのが普通であった。事業評価もまた経済的內部収益率(EIRR)により、銀行貸し付けと同様な手法によっていたからまだ良かった。しかし、援助から協力へ、物・金から人・心へ、経済から文化へ、単体から総合へ、と国際協力の理念や方向がどんどん変化するなかで、事業の評価の手法がEIRRではそぐわない。特に地域開発のように、長期を要し、複合的総合的で、効果発現がまちまちで、間接的な波及性の多い事業では、評価の方法を基本的に考え直すべきであろう。住民の満足度、やる気の発生などは、金銭の多寡などでは評価できない。直接効果、間接効果、定量的効果、定性的効果、精神的効果、等を承知して考え直す必要がある。次期グループに期待し引継ぎたい。

